



第4期

群馬県社会福祉協議会 活動推進計画

(2026年度～2030年度)



はじめに

いま、私たちの社会は、少子高齢化や人口減少に加え、地域のつながりの希薄化、孤独・孤立の深刻化など、かつてないほど複雑で重層的な課題に直面しています。こうした変化が今後さらに進むことを見据えると、これまでの延長線上の取組では対応しきれない、新しい地域づくりの発想と実践が求められています。

このような時代のなかで、私たち群馬県社会福祉協議会は、「協働」と「共創」による地域共生社会の実現を基本理念に掲げました。さまざまな立場や背景を持つ人々が知恵と力を持ち寄り、信頼を軸に連携しながら、誰もが安心して暮らせる地域をともに創っていく——この理念には、私たちの強い決意と、未来への希望が込められています。

第4期計画では、2040年を見据え、この理念を現場の実践へと具体化していきます。住民・行政・福祉団体・企業など、多様な主体が、分野や立場を超えてつながり、地域全体で課題に向き合い、互いに支え合う地域づくりを進めてまいります。そして、私たちは、変化を恐れず、挑戦を力に変え、職員一人ひとりの主体性と成長を通じて、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指していきます。

この計画は、その歩みを導く羅針盤です。市町村社会福祉協議会をはじめ、関係機関・団体の皆様と心を合わせ、役職員一丸となって「協働」「共創」の輪を広げ、着実に歩を進めてまいります。

今後とも、皆様のご理解とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2026年3月

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会
会長 中島 高志





目次



01

〈第1章〉第4期活動推進計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の推進期間、進行管理・評価
3. 各種計画等との関係
4. 策定経過
5. 地域福祉をめぐる主な状況
6. 都道府県社会福祉協議会の機能
7. SDGsへの対応

04

〈第2章〉計画の構成

1. 基本理念
2. 計画の構成要素
3. 第4期 群馬県社会福祉協議会活動推進計画 体系(骨子)

07

〈第3章〉計画の詳細

08

基本目標I: 誰もが地域で安心して暮らせるよう、
支え合いと連携による包括的な支援体制を構築する

[推進項目①] 共に支え合う地域づくりのための基盤整備

- (1) 市町村社協の基盤強化に向けた伴走支援と協働の推進
- (2) ボランティア・市民活動の活性化と福祉教育の推進
- (3) 民生委員児童委員協議会との連携・協働の推進
- (4) 社会福祉法人等の連携及び公益的な取組の推進
- (5) 多世代による地域交流・居場所・支え合い活動の促進
- (6) 地域福祉課題解決に向けた多様な主体との連携・協働の推進

08

[推進項目②] 分野や制度を横断した相談支援体制の構築

- (1) 市町村圏域における包括的な相談支援体制の構築支援
- (2) 孤独・孤立を背景とした地域生活課題への対応強化
- (3) 支援を必要とする子ども・若者への連携・協働による取組強化

[推進項目③] 生活支援・権利擁護支援体制の充実

- (1) 生活困窮者の生活再建に向けた相談・就労支援体制の強化
- (2) 生活福祉資金の借受人に対するフォローアップ支援の強化
- (3) 市町村における総合的な権利擁護体制の構築支援

34

基本目標II: 福祉人材の充足による持続可能で質の高い
福祉サービス提供体制を確立する

[推進項目①] 福祉を支える人材の確保・育成・定着

- (1) 福祉の魅力発信による多様な人材の参入促進と潜在的な福祉人材の発掘
- (2) キャリア支援や資格取得支援等による福祉人材の確保
- (3) 研修・試験等の実施による福祉人材の資質向上
- (4) 就業環境整備支援と相談体制の強化による離職防止・定着支援

[推進項目②] 福祉サービスの質の向上

- (1) 福祉サービス第三者評価の受審促進
- (2) 社会福祉施設・事業所等における苦情解決体制の構築支援



目次



48

基本目標Ⅲ：県民の暮らしと安心を支える 災害福祉支援体制を構築する

【推進項目①】平時から備える地域の災害支援体制の確立

- (1) 市町村社協災害ボランティアセンターの基盤支援と連携強化
- (2) 企業やNPO等とのネットワーク構築による
災害ボランティア活動支援体制の強化
- (3) 個別避難計画策定支援を通じた要配慮者支援の体制づくり
- (4) BCP策定支援による社会福祉法人・福祉施設等の
業務継続力の強化

【推進項目②】災害福祉支援ネットワークの機能強化と 連携体制構築

- (1) 保健・医療との連携による
災害福祉派遣チーム(DWAT)の体制強化
- (2) 施設間相互連携・広域連携による災害対応力の向上

62

基本目標Ⅳ：人材育成と組織力の向上により信頼と期待に応える 県社協組織をつくる

【推進項目①】挑戦と成長による働きがいのある組織づくり

- (1) 自律・責任・成果を重視した人材育成と納得感の高い
人事評価制度の構築
- (2) 多様な意見が尊重され風通しがよく働きやすい職場環境の整備

76

〈第4章〉数値目標一覧

第4期活動推進計画作業部会構成員名簿

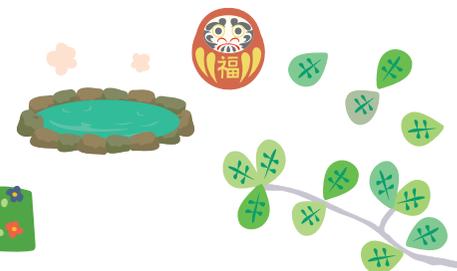
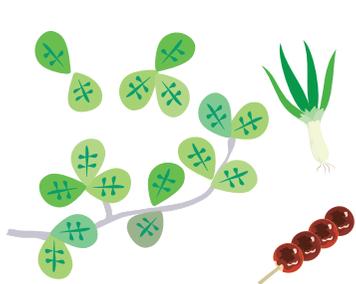
【推進項目②】持続可能な組織運営と経営基盤の拡充

- (1) 財源基盤の安定化と関係団体との連携による
組織基盤の強化
- (2) コンプライアンスの徹底による組織ガバナンスの強化
- (3) ICT・デジタル技術の活用による業務効率化の推進
- (4) 戦略的な広報による情報発信強化と
ソーシャルアクションの推進



第1章

第4期活動推進計画の 策定にあたって



第1章

第4期活動推進計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

本計画は、2040年を見据え、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めるための本会の基本方針を示すものです。

市町村の社会福祉協議会(以下、「社協」という)、民生委員・児童委員、社会福祉法人・施設、関係機関・団体、行政、ボランティア、NPOなど、多様な主体と連携・協働しながら、地域福祉の新たな展開を図ることを目的としています。

第3期活動推進計画(2021～2025年度)の成果と課題を踏まえ、急速に変化する社会環境に対応するため、第4期(2026～2030年度)の5か年計画を策定します。

2 計画の推進期間、進行管理・評価

本計画の推進期間は、2026年度から2030年度までの5年間です。

計画の実現に向け、各年度の事業計画に具体的な取組を反映し、着実な進展を図ります。また、計画期間の中間年にあたる2028年度には、進捗状況を総括的に評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、この評価は、関係機関・団体の意見も踏まえながら、透明性と実効性を重視して実施します。

3 各種計画等との関係

本計画は、「群馬県福祉プラン」や、「ぐんまこどもビジョン」などの県計画、全国社会福祉協議会の「福祉ビジョン」など、関連する計画や指針等との整合を図りながら推進していきます。

4 策定経過

本会では、ボトムアップのプロセスを重視し、課長以上の職員を構成員とする作業部会を設置して検討を進めました。現場の課題意識を共有しながら、各部署からの提案を基に議論を重ねるとともに、理事・監事・評議員からも幅広い視点でご意見をいただきました。

また、学識経験者として、駒澤大学文学部社会学科 川上 富雄 教授をアドバイザーに迎え、専門的見地からの助言を得ながら策定を進めました。

5 地域福祉をめぐる主な状況

群馬県では高齢化が一層進み、2040年には、高齢化率が約40%に達すると見込まれています。介護・医療・生活支援の需要が急増する一方で、担い手不足や地域間格差の拡大が懸念されています。

また、核家族化や単身世帯の増加により、地域で孤立する人々が増え、生活困窮、ひきこもり、虐待、自殺など、複合的課題が顕在化しています。

これらに対応するためには、制度や分野の枠を超えた包括的支援体制の構築が不可欠です。さらに、福祉・介護人材の確保や定着は喫緊の課題であり、とくに中山間地域では人材不足が深刻化しています。地震や風水害など自然災害への備えとして、要配慮者支援を含む災害時の福祉支援体制の整備・強化も重要性を増しています。

今後の地域福祉には、行政や専門職に加え、住民、地域団体、企業など多様な主体が連携し、地域全体で支え合う仕組みづくりが求められます。

県社協は、その中心的な役割を担い、協働と共創を基盤に地域共生社会の実現に向け、挑戦を続けていきます。



第1章

第4期活動推進計画の策定にあたって

6 都道府県社会福祉協議会の機能

全国社会福祉協議会が策定した「社会福祉協議会基本要項2025」では、都道府県社会福祉協議会は、地域の実情に応じて次の機能を果たすことが求められています。

1 市町村社協の 支援と協働	2 住民や地域の関係者による福祉活動、 ボランティア・市民活動の推進	
3 組織化、 連絡調整	4 福祉活動・ 事業の企画・ 実施、支援	5 相談支援
6 権利擁護	7 調査・研究、計画、 ソーシャルアクションの 実施	8 福祉教育の 推進
9 福祉人材の確保・ 育成・定着支援	10 災害時等の 支援	11 福祉の財源確保 および助成の実施

7 SDGsへの対応

2030年までの達成目標として国連で採択されたSDGs(持続可能な開発目標)では、持続可能で包摂的な社会を実現するための17のゴールと169のターゲットが示されています。

SDGsの理念である「誰一人取り残さない」社会の実現は、「地域共生社会」の実現を目指す本会の取組と方向を同じくするものです。

本計画においても、SDGsの理念を踏まえ、あらゆる人が安心して暮らせる持続可能な地域社会の構築に向けて、各施策を推進していきます。

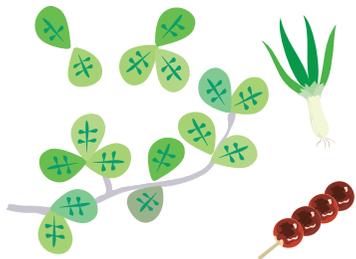
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナリシップで目標を達成しよう	



第2章

計画の構成





第2章

計画の構成

1. 基本理念

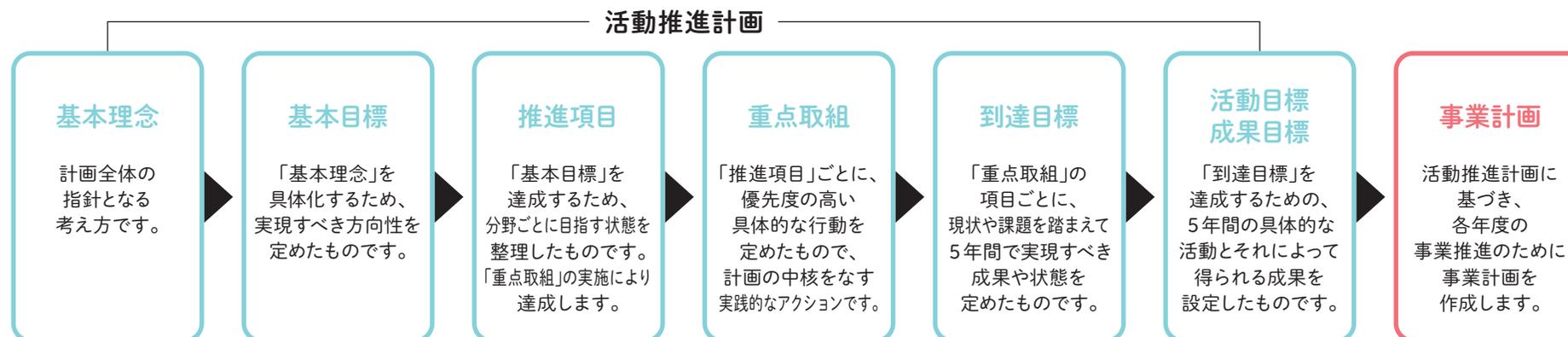
「協働」と「共創」による地域共生社会の実現

2040年には、少子高齢化と地域の担い手不足が一層深刻化し、地域福祉の在り方そのものが問われる時代を迎えます。こうした変化を見据え、本会は、多様な主体が知恵や強みを持ち寄り、信頼と連携をもとに、新たなつながりと支え合いの形を創り出していきます。

地域に根ざした「つなぐ力」と「支える力」を発揮し、行政や関係機関、企業、団体などとの協働・共創を通じて、誰もが安心して暮らし続けられる「誰一人取り残さない地域共生社会」の実現を目指します。

2. 計画の構成要素

本計画は、本会が目指す社会や地域の姿を示す「基本理念」を起点に構成しています。この理念を具体化するため、実現すべき方向性を示す「基本目標」を定め、その達成に向けて目指す状態を整理した「推進項目」、さらに実践的な行動を明確にした「重点取組」を設定しています。各重点取組については、計画の進捗や成果を段階的に確認できるよう、「到達目標」「活動目標」「成果目標」を設定し、計画の実効性と継続的な改善を図る仕組みとしています。



第2章

計画の構成



3. 第4期 群馬県社会福祉協議会活動推進計画 体系(骨子)

基本理念

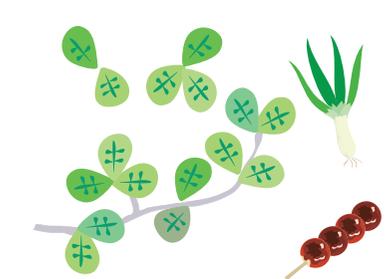
「協働」と「共創」による地域共生社会の実現

基本目標	推進項目	重点取組
I. 誰もが地域で安心して暮らせるよう、支え合いと連携による包括的な支援体制を構築する	① 共に支え合う地域づくりのための基盤整備	(1)市町村社協の基盤強化に向けた伴走支援と協働の推進 (2)ボランティア・市民活動の活性化と福祉教育の推進 (3)民生委員児童委員協議会との連携・協働の推進 (4)社会福祉法人等の連携及び公益的な取組の推進 (5)多世代による地域交流・居場所・支え合い活動の促進 (6)地域福祉課題解決に向けた多様な主体との連携・協働の推進
	② 分野や制度を横断した相談支援体制の構築	(1)市町村圏域における包括的な相談支援体制の構築支援 (2)孤独・孤立を背景とした地域生活課題への対応強化 (3)支援を必要とする子ども・若者への連携・協働による取組強化
	③ 生活支援・権利擁護支援体制の充実	(1)生活困窮者の生活再建に向けた相談・就労支援体制の強化 (2)生活福祉資金の借受人に対するフォローアップ支援の強化 (3)市町村における総合的な権利擁護体制の構築支援
II. 福祉人材の充足による持続可能で質の高い福祉サービス提供体制を確立する	① 福祉を支える人材の確保・育成・定着	(1)福祉の魅力発信による多様な人材の参入促進と潜在的な福祉人材の発掘 (2)キャリア支援や資格取得支援等による福祉人材の確保 (3)研修・試験等の実施による福祉人材の資質向上 (4)就業環境整備支援と相談体制の強化による離職防止・定着支援
	② 福祉サービスの質の向上	(1)福祉サービス第三者評価の受審促進 (2)社会福祉施設・事業所等における苦情解決体制の構築支援
III. 県民の暮らしと安心を支える災害福祉支援体制を構築する	① 平時から備える地域の災害支援体制の確立	(1)市町村社協災害ボランティアセンターの基盤支援と連携強化 (2)企業やNPO等とのネットワーク構築による災害ボランティア活動支援体制の強化 (3)個別避難計画策定支援を通じた要配慮者支援の体制づくり (4)BCP策定支援による社会福祉法人・福祉施設等の業務継続力の強化
	② 災害福祉支援ネットワークの機能強化と連携体制構築	(1)保健・医療との連携による災害福祉派遣チーム(DWAT)の体制強化 (2)施設間相互連携・広域連携による災害対応力の向上
IV. 人材育成と組織力の向上により信頼と期待に応える県社協組織をつくる	① 挑戦と成長による働きがいのある組織づくり	(1)自律・責任・成果を重視した人材育成と納得感の高い人事評価制度の構築 (2)多様な意見が尊重され風通しがよく働きやすい職場環境の整備
	② 持続可能な組織運営と経営基盤の拡充	(1)財源基盤の安定化と関係団体との連携による組織基盤の強化 (2)コンプライアンスの徹底による組織ガバナンスの強化 (3)ICT・デジタル技術の活用による業務効率化の推進 (4)戦略的な広報による情報発信強化とソーシャルアクションの推進



第3章

計画の詳細



第3章

計画の詳細



基本目標 I 誰もが地域で安心して暮らせるよう、支え合いと連携による包括的な支援体制を構築する

推進項目1

共に支え合う地域づくりのための基盤整備

地域福祉の中核を担う市町村社協への伴走支援を強化するとともに、民生委員児童委員協議会や社会福祉法人をはじめ、多様な関係者との連携・協働を推進し、地域住民が安心して暮らし続けられる支え合いの基盤を整備します。

数値目標

経営改善に向けた具体的な改善策を提示し、個別の伴走支援を実施した社協数
(R12年度: 5社協) → 推進項目 1-(1)

社会福祉法人等連絡会設置数
(R12年度: 35箇所) → 推進項目 1-(4)

企業活動と地域福祉活動とのマッチング件数(単年度実績)
(R12年度: 12件) → 推進項目 1-(6)

推進項目2

分野や制度を横断した相談支援体制の構築

孤独・孤立を背景とした地域生活課題への対応強化や子ども・若者への切れ目のない支援に取り組むとともに、市町村圏域における包括的な相談支援体制の構築を推進します。

数値目標

包括的支援体制が整備されている市町村数
(R12年度: 35市町村) → 推進項目 2-(1)

群馬県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの参画団体数
(R12年度: 300団体) → 推進項目 2-(2)

推進項目3

生活支援・権利擁護支援体制の充実

生活困窮者および生活福祉資金の借受人への支援体制の強化や判断能力が不十分な方への総合的かつ継続的な支援により、生活支援・権利擁護支援体制の充実を図ります。

数値目標

生活困窮者自立相談支援事業における支援プラン策定件数
(R12年度: 416件) → 推進項目 3-(1)

生活福祉資金特例貸付フォローアップ会議開催市町村数
(R12年度: 35市町村) → 推進項目 3-(2)

法人後見実施社協数
(R12年度: 25ヶ所) → 推進項目 3-(3)

基本目標I

誰もが地域で安心して暮らせるよう、
支え合いと連携による包括的な支援体制を構築する

推進項目① 共に支え合う地域づくりのための基盤整備

重点取組(1) 市町村社協の基盤強化に向けた伴走支援と協働の推進

地域福祉の最前線で活動する市町村社協の組織・財政・人材等の経営基盤の強化を支援するとともに、伴走支援と協働により県内の地域福祉の推進体制を強化します。

■現状と課題

- 市町村社協は、地域福祉の推進を担う中核的な民間団体として、住民に最も近い立場から多様な福祉活動を展開しています。
- 近年、地域生活課題の広がり背景に、市町村社協に求められる役割は拡大しており、行政や関係機関、企業、地域住民などとの連携・協働が一層重要となっています。
- 一方で、会費収入が横ばいまたは減少傾向にあるほか、補助金の多くが人件費に充てられているため、事業運営に充てる自主財源の余力が乏しい状況にあります。
- さらに、介護サービス事業の収益低下や人材不足の深刻化も重なり、令和6年度の「県内市町村社協経営実態調査」では、6割(22/35)の社協が赤字となり、経営改善と持続可能な運営体制の構築が喫緊の課題となっています。
- こうした状況を踏まえ、本会では、市町村社協の実態把握や情報共有、相互交流、職員研修、地域福祉活動計画の策定支援などに取り組んできました。
- 今後は、会費や寄付金の拡充、企業・団体との協働事業による収益確保など、財源の多様化・安定化を促進するとともに、職員一人ひとりが経営意識をもって組織運営に関わる体制づくりを支援します。
- 併せて、経営・人材・活動の三位一体による基盤強化を進め、地域共生社会の実現に向けた伴走支援をより実践的に展開していきます。

■5年後の到達目標

- ①市町村社協の経営基盤の強化に向けた伴走支援を展開することで、市町村社協が自立的な経営管理のもとで、安定的に地域福祉活動を推進している
- ②人材育成体制の整備と実践的研修により、職員の専門性やマネジメント力が向上している

■数値目標

内容	現状	目標
経営改善に向けた具体的な改善策を提示し、個別の伴走支援を実施した社協数	— (R6年度)	5社協 (R12年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 市町村社協の経営基盤の強化に向けた伴走支援を展開することで、市町村社協が自立的な経営管理のもとで、安定的に地域福祉活動を推進している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村社協の経営運営のあり方の検討 ●市町村社協の中期経営計画策定に向けた研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●個別ヒアリングを実施し、経営状況の把握 ●経営支援アドバイザーの派遣の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●経営改善に向けた市町村社協への個別支援の実施（市町村社協1か所） ●経営支援アドバイザーの派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ●経営改善に向けた市町村社協への個別支援の実施（市町村社協2か所） ●経営支援アドバイザーの派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ●経営改善に向けた市町村社協への個別支援の実施（市町村社協2か所） ●経営支援アドバイザーの派遣
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●各市町村社協の経営課題が明確になっている ●市町村社協の中期経営計画策定の必要性が浸透している 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村社協における個別支援のスキームが具現化できている 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村社協の中期経営計画策定に向けた支援が実施できている ●個別支援の途中経過を検証できている 	<ul style="list-style-type: none"> ●個別支援のスキームについて、実態に即した見直しができている 	<ul style="list-style-type: none"> ●各市町村社協が経営課題の改善に取り組んでいる

到達目標② 人材育成体制の整備と実践的研修により、職員の専門性やマネジメント力が向上している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●県内市町村社協職員の階層別能力開発体系の見直しの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●必要な見直しを行うとともに、一部に新たな研修体系を取り入れた研修の実施 ●各研修の講師や日程等に係る年間計画の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな県内市町村社協職員の階層別能力開発体系に基づく研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●各研修に係る評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●過年度の受講者の声を反映した研修体系の見直しの実施
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●部署間等の連携や外部研修を活用した研修体系の見直し(案)ができている 	<ul style="list-style-type: none"> ●次年度の年間計画を示し、市町村社協へ受講の案内ができている 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな階層別能力開発体系に基づいた研修の受講者が増加している 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修の受講者が必要な知識やノウハウを習得し、受講後の満足度が高まっている 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな階層別能力開発体系に基づいた研修受講者の専門性が向上している

基本目標Ⅰ

誰もが地域で安心して暮らせるよう、
支え合いと連携による包括的な支援体制を構築する



推進項目① 共に支え合う地域づくりのための基盤整備

重点取組(2) ボランティア・市民活動の活性化と福祉教育の推進

住民主体によるボランティア・市民活動の活性化と福祉教育による理解促進・人材育成を推進することで、
共助の意識を醸成し、地域福祉の基盤を強化します。

■現状と課題

- 各地域において、高齢者の見守りやサロン活動、災害時の支援、子育て支援など、多様な分野で住民主体の取組が展開され、地域のつながりや共助の基盤形成に寄与しています。
- 近年は、担い手の高齢化や固定化が進み、若年層や多様な属性の住民の参画が十分に進んでいないなど、活動の持続性や広がりには課題があります。
- また、活動の認知度や参加動機が多様化に対応した柔軟な受け皿が不足しており、活動のマッチングや支援体制の整備も不十分で、潜在的な参加者の活用が進んでいない状況が見られます。
- 県内の福祉教育は、1977年に「児童・生徒のボランティア活動普及事業」を開始し、学校教育の中で実施される社会福祉協力校事業として、これまでに562校を指定しています。
- しかし、事業の実施にあたっては、県社協・市町村社協・学校・関係機関の連携が十分に図られていない状況があります。
- 今後は、ボランティア・市民活動の活性化と、「共に生きる力」を養う福祉教育を推進し、地域を基盤に関係機関が連携して取り組む支え合いの地域づくりを進めていきます。

■5年後の到達目標

- ①一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域活動に関われる環境づくりと活躍できる人材育成が進んでいる
- ②関係機関と連携し、「共に生きる力」を育む福祉教育が推進されている



▲群馬県社協HP福祉教育ページ



■5か年のスケジュール

到達目標① 一人ひとりが生きがいや役割を持ち、地域活動に関われる環境づくりと活躍できる人材育成が進んでいる

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●市町村社協のボランティア活動実態調査の実施	●若者・企業・高齢者向けボランティア養成講座の実施	●地域課題に応じた新たな活動の創出	●行政・教育・福祉団体・企業との連携強化に向けたネットワーク会議の開催	●多様な活動の見える化に向けた事例集の作成
成果目標 (ゴール)	●基盤整備に向けた現状の把握ができています	●担い手が養成され活動への参加が促進されている	●地域課題に応じた多様な活動が展開されている	●各地域において協働体制が構築されている	●活動の成果が可視化されるとともに次期計画に向けて取組みの評価ができています

到達目標② 関係機関と連携し、「共に生きる力」を育む福祉教育が推進されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●市町村社協福祉教育担当者及び福祉教育推進員向け研修会の開催	●福祉教育推進員連絡会議の開催	●地域における福祉教育推進プラットフォームの設立に向けた準備会の実施(1か所)	●地域における福祉教育推進プラットフォームの設立(1か所)	●地域における福祉教育推進プラットフォームの設立(2か所)
成果目標 (ゴール)	●市町村社協福祉教育担当者及び福祉教育推進員が福祉教育の推進に向けた理解を深めている	●福祉教育推進員同士の連携体制が構築できている	●地域において福祉教育関係者間の協同による検討ができています	●地域において福祉教育のプログラムの企画立案が出来ている	●地域において福祉教育のプログラムの企画立案・実施・評価が出来ている

基本目標 I

誰もが地域で安心して暮らせるよう、 支え合いと連携による包括的な支援体制を構築する



推進項目① 共に支え合う地域づくりのための基盤整備

重点取組(3) 民生委員児童委員協議会との連携・協働の推進

研修や情報共有により委員活動を支援し、地域福祉の担い手としての役割を強化します。
あわせて、地域住民の見守りや相談支援を通じ、福祉課題の早期発見と包括的な支援が可能となる体制の構築を推進します。

■現状と課題

- 地域福祉の最前線で活動する民生委員・児童委員は、地域住民からの生活全般に関する相談や見守り活動など、行政と住民をつなぐ重要な役割を担っています。近年では、孤独・孤立対策や虐待防止、災害時の要配慮者支援など、活動領域が広がっています。
- 地域課題の複雑化に伴い、委員にはより高度な知識と対応力が求められており、研修の充実や他機関との連携強化により、支援力を高める必要があります。
- また、活動報告や事例共有が属人的となりがちで、組織としての蓄積や継承が不十分であることから、ICTの活用や活動の可視化が求められています。
- さらに、委員の活動が十分に認知されていない地域では、広報や福祉教育を通じて活動の意義を発信し、住民との信頼関係を深めることが重要です。
- 地域共生社会の実現に向け、行政・福祉関係機関・地域住民との協働をさらに推進し、持続可能な委員活動を支える体制と環境整備を進めます。

■5年後の到達目標

- ①民生委員・児童委員の活動基盤が強化され、地域福祉の担い手として持続的に機能する体制が確立している



▲民生委員児童委員協議会リーフレット



■5か年のスケジュール

到達目標① 民生委員・児童委員の活動基盤が強化され、地域福祉の担い手として持続的に機能する体制が確立している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村民児協活動状況の調査・意見交換会の実施 ●民生委員児童委員協議会との共催研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●支援事例の共有やICT活用に向けたルールの検討 ●民生委員児童委員協議会との共催研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●人材の育成や委員活動の負担軽減に向けた検討会の実施 ●民生委員児童委員協議会との共催研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村民生委員児童委員協議会等研修への講師派遣 ●民生委員児童委員協議会との共催研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村民生委員児童委員協議会等研修への講師派遣 ●民生委員児童委員協議会との共催研修会の開催
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村民児協の現状が把握できている 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報共有やICT活用に向けた体制が整備されている 	<ul style="list-style-type: none"> ●委員活動の負担軽減策が検討され、課題が整理されている 	<ul style="list-style-type: none"> ●委員活動の負担軽減に向けて、若手委員や後継者育成の支援ができている 	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員活動の基盤が強化されている



ぐんまミンジー

群馬県民生委員児童委員協議会は、民生委員・児童委員を多くの人に知ってもらうため、東京都の「ミンジー」と群馬名産の「だるま」を組み合わせたご当地キャラクター「ぐんまミンジー」を作成しました



ぐんまミンジー めいろ①

2025 群馬県民生委員児童委員協議会

誰もが地域で安心して暮らせるよう、 支え合いと連携による包括的な支援体制を構築する



推進項目① 共に支え合う地域づくりのための基盤整備

重点取組(4) 社会福祉法人等の連携及び公益的な取組の推進

社会福祉法人等がサービス提供にとどまらず、
種別を越えた連携を通じて地域における支援体制を構築し、公益的な活動を推進します。

■現状と課題

- 社会福祉法人等による「地域における公益的な取組」については、「市町村域等で種別を越えた連携による取組」と「県域における社会福祉法人の連携による取組」に整理し、支援を行っています。

【市町村域等での取組】

- ・県内では、20市町村で社会福祉法人等の連絡会が設立されていますが、多くの地域では活動内容を模索している段階にあります。
- ・町村部では法人数が少ない地域も多く、広域的な設置の検討も進められていますが、依然として未設置市町村の存在が課題となっています。

【県域における社会福祉法人の連携による取組について】

- ・県域では、社会福祉法人による公益的な取組を促進する「ふくし総合相談支援事業」を実施しています。
- ・今後の課題として、地域住民への認知度向上や、相談者が適切な窓口アクセスできる仕組みづくりが挙げられます。
- ・また、「孤独・孤立対策への貢献」を重点的取組として位置づけ、「つながりサポーター」の養成を推進し、地域におけるつながり支援の基盤強化を図っています。

■5年後の到達目標

- ①高齢・障害・児童などの種別を越えた社会福祉法人・施設が協働し、市町村社協を中心とした連携体制が確立している
- ②社会福祉法人による公益的な取組が定着し、地域からの認知と信頼が高まるとともに、法人間のネットワークが強化され、相談支援につながりやすい体制が構築されている

■数値目標

内 容	現 状	目 標
社会福祉法人等連絡会設置数	19箇所 (R6年度)	35箇所 (R12年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 高齢・障害・児童などの種別を越えた社会福祉法人・施設が協働し、市町村社協を中心とした連携体制が確立している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡組織未設置市町村における状況調査と、設置のための検討会の開催 ●設置済市町村における現状・課題把握とフォロー 	<ul style="list-style-type: none"> ●連絡組織未設置市町村における形式や時期等の検討・準備会の開催支援 ●設置済市町村における現状・課題把握とフォロー 			
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●23の市町村において、種別を越えた社会福祉法人・施設が協働し、連携体制が構築される 	<ul style="list-style-type: none"> ●26の市町村において、種別を越えた社会福祉法人・施設が協働し、連携体制が構築される 	<ul style="list-style-type: none"> ●29の市町村において、種別を越えた社会福祉法人・施設が協働し、連携体制が構築される 	<ul style="list-style-type: none"> ●32の市町村において、種別を越えた社会福祉法人・施設が協働し、連携体制が構築される 	<ul style="list-style-type: none"> ●全ての市町村において、種別を越えた社会福祉法人・施設が協働し、連携体制が構築される

到達目標② 社会福祉法人による公益的な取組が定着し、地域からの認知と信頼が高まるとともに、法人間のネットワークが強化され、相談支援につながりやすい体制が構築されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●県内社会福祉法人に対する広報、相談受付の考え方の整理と相談員との共有 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談事例の整理と全体傾向の把握 ●社会福祉法人の連携による相談対応事例の把握と整理 	<ul style="list-style-type: none"> ●重点的取組の実施に関する振り返り ●取組の有効性や実効性の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな重点的取組に関する学習や取組内容の検討 ●新たな取組に関する周知及び広報 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな重点的取組の推進と課題の検討
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●県内社会福祉法人における事業活動が共有される 	<ul style="list-style-type: none"> ●相談対応状況が明らかになり、事業の全体状況を周知・共有できる 	<ul style="list-style-type: none"> ●ふくし総合相談支援事業の中期的な方向性が確認される 	<ul style="list-style-type: none"> ●ふくし総合相談支援事業の新たな取組の内容が共有され、事業への認知度が高まる 	<ul style="list-style-type: none"> ●ふくし総合相談支援事業の中期的な取組方針が共有・周知される

基本目標 I

誰もが地域で安心して暮らせるよう、 支え合いと連携による包括的な支援体制を構築する



推進項目① 共に支え合う地域づくりのための基盤整備

重点取組(5) 多世代による地域交流・居場所・支え合い活動の促進

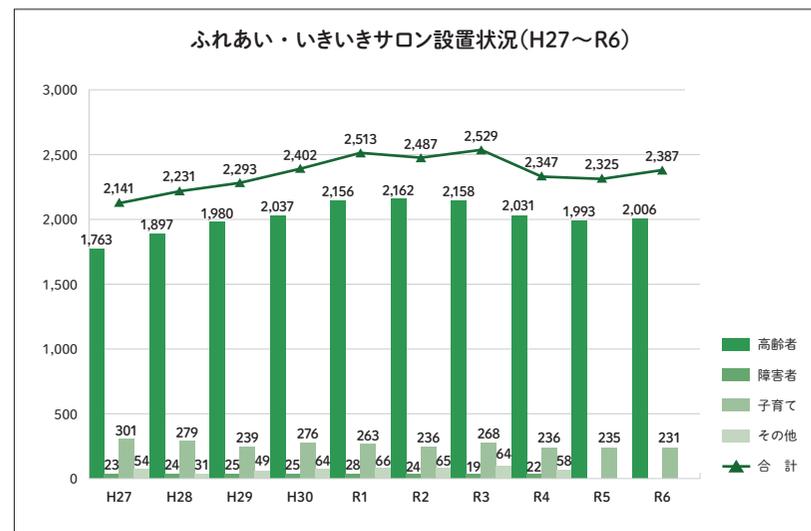
地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、課題解決に向けた支え合い活動を支援するとともに、高齢者や子育て世代、若者など、世代を超えて集う居場所活動を促進し、地域のつながりの再構築を図ります。

■現状と課題

- 県内の市町村では、地域住民が主体となり、多様な関係者と連携しながら、高齢者の生活支援や介護予防を推進する体制づくりが進められています。
- 居場所づくりや見守り、移動支援、買い物支援など、「日常的な困りごと」を支え合う活動が具体化している事例もありますが、地域特性や社会資源の差により、取組状況にばらつきが生じています。
- 高齢者や地域住民が気軽に集える交流の場である「ふれあい・いきいきサロン」は、コロナ禍での活動休止や縮小、担い手の高齢化などにより設置数が減少し、活動再開や担い手の確保が課題となっています。
- 孤立防止やつながりの再構築、地域コミュニティの活性化に向けた多世代交流は、地域における支え合いの基盤形成に欠かせない重要な取組です。
- 住民主体の活動を継続的に展開していくためには、住民への啓発や支援体制の整備、活動の持続性を高める環境づくりが求められています。
- また、高齢者が担い手となることは、生きがいや介護予防につながる一方で、若者や子育て世代、企業など多様な主体が参画する仕組みを整えることが今後の課題です。

■5年後の到達目標

- ① 地域住民、団体、企業など多様な主体による支え合い活動が広がり、地域のつながりと共助の意識が再構築されている





■5か年のスケジュール

到達目標① 地域住民、団体、企業など多様な主体による支え合い活動が広がり、地域のつながりと共助の意識が再構築されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーター研修や情報交換会の実施 ●市町村と企業等との圏域別交流会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーター研修や情報交換会の実施 ●市町村への個別支援 ●市町村と企業等とのマッチング支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーター研修や情報交換会の実施 ●市町村と企業等との連携による居場所や支え合い活動の創出支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーター研修や情報交換会の実施 ●市町村と企業等との連携による居場所や支え合い活動の事例の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーター研修や情報交換会の実施 ●市町村と企業等との連携による居場所や支え合い活動にかかるフォーラムの開催
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーターの専門性の向上や横のつながりができる ●市町村と企業等とのつながりができる 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーターの専門性の向上により協議体が活性化する ●市町村と企業等との交流が広がる 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーターの専門性の向上により支え合いの活動が広がる ●市町村と企業等との居場所・支え合い活動が創出される 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活支援コーディネーターの専門性の向上により支え合いの活動が広がる ●市町村と企業等との居場所・支え合い活動による課題解決の好事例が共有される 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の支え合い活動が広がり、つながりが構築される ●市町村と企業等との居場所・支え合い活動が地域で展開される



基本目標I

誰もが地域で安心して暮らせるよう、
支え合いと連携による包括的な支援体制を構築する

推進項目① 共に支え合う地域づくりのための基盤整備

重点取組(6) 地域福祉課題解決に向けた多様な主体との連携・協働の推進

持続可能な開発目標（SDGs）の理念を踏まえ、地域における多様で複雑な地域福祉課題を共有し、行政や企業、地域団体などと連携して解決に向けた実践を推進します。

■現状と課題

- 地域福祉課題は、貧困、孤独・孤立、介護、障害、子育てなど複数の要素が重なり合い、単一の制度や機関では対応が困難になっています。
- そのため、行政、社協、民生委員・児童委員、福祉施設、医療機関、NPO、企業、学校、地域住民など、多様な主体が連携・協働し、地域全体で支える体制づくりが求められています。
- 本会では、企業等のSDGsの取組と福祉分野の活動を結び付けるため、「企業等SDGs（福祉分野）活動支援センター」を設置し、マッチングや相談支援、情報発信などを行っています。
- 一方で、企業の持つ強みや資源を十分に活かすためのアセスメントや、互いのニーズに基づいた提案型の連携がまだ十分とはいえません。
- 今後は、企業等との関係を「一時的な協力」から「継続的なパートナーシップ」へと発展させ、共通のビジョンを共有しながら、地域全体で持続可能な福祉体制の仕組みを構築していくことが重要です。

■5年後の到達目標

- ①多様な主体との連携・協働が定着し、企業等の強みや資源が地域福祉活動に活かされることで、地域全体が一体となってSDGsの理念である「誰一人取り残さない」福祉支援体制を実現している



▲福祉と企業のSDGs情報交換会の様子

■数値目標

内容	現状	目標
企業活動と地域福祉活動とのマッチング件数 (単年度実績)	4件 (R6年度)	12件 (R12年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 多様な主体との連携・協働が定着し、企業等の強みや資源が地域福祉活動に活かされることで、地域全体が一体となってSDGsの理念である「誰一人取り残さない」福祉支援体制を実現している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●地域課題・資源、関係機関の マッピングの実施	●多様な主体との連携・協働に 向けた情報共有の実施	●企業やNPO等との分野を横断 した事業の実施	●多様な主体が継続的に参画す るための場の検討	●地域福祉ネットワークにおける 地域課題の検討会の実施
成果目標 (ゴール)	●地域課題・資源について現状 把握ができています	●多様な主体との連携・協働に 向けた基盤の整備ができています	●分野を横断した協働事業が展 開されている	●多様な主体が継続的に参画す る地域福祉ネットワークが形成 されている	●地域課題に対する協働解決の 仕組みが定着している



◀企業等SDGs活動支援センターチラシ

基本目標Ⅰ

誰もが地域で安心して暮らせるよう、 支え合いと連携による包括的な支援体制を構築する



推進項目② 分野や制度を横断した相談・支援体制の構築

重点取組(1) 市町村圏域における包括的な相談支援体制の構築支援

市町村圏域における包括的な相談支援体制の構築に向けて、関係機関との連携を強化するとともに、情報共有の仕組みや人材育成を通じて、住民の多様な福祉ニーズに迅速かつ的確に対応できる体制を支援します。

■現状と課題

- 地域生活課題の複雑化・複合化が進む中、市町村圏域では、分野を横断した包括的な相談支援体制の構築が急務となっています。
- 県内において重層的支援体制整備事業を実施する市町村は、令和6年度末時点で9市町村にとどまっており、国による交付金の見直し(減額)の影響などから、新規実施には慎重な動きも見られます。
- 同事業は、包括的支援体制の整備に向けた有効な手段である一方、「どのような状態をもって包括的支援体制が整備されたと判断するのか」という基準が明確でないことが課題となっています。
- 本会では、県独自の判断基準(指標)の策定の必要性を提起しつつ、相談支援を担う人材の育成や、専門的知識の習得、多職種連携のスキル向上を目的とした研修の継続実施、支援者ネットワークの構築などに取り組んできました。
- 今後は、地域の実情を踏まえた判断指標をもとに、関係機関との連携を一層強化し、迅速・的確で切れ目のない相談体制の確立を支援していきます。

■5年後の到達目標

- ①県独自の判断基準(指標)に基づき、35市町村(全市町村)において包括的な相談支援体制が整備され、地域の多様な福祉課題に対して迅速かつ的確に対応できる体制が機能している

■数値目標

内容	現状	目標
包括的支援体制が整備されている市町村数	9市町村 (R6年度)	35市町村 (R12年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 県独自の判断基準(指標)に基づき、35市町村(全市町村)において包括的な相談支援体制が整備され、地域の多様な福祉課題に対して迅速かつ的確に対応できる体制が機能している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●県独自の指標を作成 ●指標に係る説明会の実施 ●包括的支援体制の整備に関する研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●指標を基に市町村への個別支援の実施 ●包括的支援体制の整備に関する研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●県内における好事例の共有 ●指標を基に市町村への個別支援 ●包括的支援体制の整備に関する研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●指標の見直しの実施 ●包括的支援体制の整備に関する研修会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな指標を基に市町村への個別支援 ●包括的支援体制の整備に関する研修会の実施
成果目標 (ゴール)	●指標に基づいた包括的支援体制の整備済み市町村数が増加している(15市町村)	●指標に基づいた包括的支援体制の整備済み市町村数が増加している(20市町村)	●指標に基づいた包括的支援体制の整備済み市町村数が増加している(25市町村)	●指標に基づいた包括的支援体制の整備済み市町村数が増加している(30市町村)	●指標に基づいた包括的支援体制の整備済み市町村数が増加している(35市町村)



基本目標1

誰もが地域で安心して暮らせるよう、
支え合いと連携による包括的な支援体制を構築する

推進項目② 分野や制度を横断した相談・支援体制の構築

重点取組(2) 孤独・孤立を背景とした地域生活課題への対応強化

孤独・孤立を背景とした地域課題に対応するため、官民が連携して相談支援や居場所づくりに取り組み、人と人のつながりの回復を図りながら、誰一人取り残さない地域づくりを推進していきます。

■現状と課題

- 単身世帯の増加や地域コミュニティの希薄化などにより、人と人との「つながり」が失われ、望まない孤独・孤立が顕在化しています。
- 孤独・孤立は個人の問題ではなく、地域社会のつながりの弱体化や制度の狭間、支援体制の脆弱さといった、社会構造上の課題と密接に関係しています。
- 行政、社協、NPOなどによる相談支援や居場所づくりの取組は進んでいるものの、支援が届いていない「潜在的孤立層」の把握が難しく、積極的なアウトリーチや関係機関との連携体制の強化が求められています。
- 本県では、群馬県孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム（令和8年2月末現在147団体が参画）の設立や、ポータルサイトの開設、「つながりサポーター養成講座」の実施などを通じて、官民一体での対策が進められています。
- 孤独・孤立は誰にでも起こりうる普遍的な課題であり、社会全体で支える支援が欠かせません。今後は、地域住民による見守り活動やボランティアの活性化、デジタル技術を活用したつながりの創出、学校・企業・医療機関などとの協働を通じ、多層的で持続可能な支援体制の構築を目指します。

■5年後の到達目標

- ① 孤独・孤立への理解と関心が社会全体に広がり、誰もが声を上げやすく、支援につながるやすい環境が整うとともに、人と人とのつながりが再構築され、安心して暮らせる地域社会が形成されている



▲群馬県 孤独・孤立支援ポータルサイト

■数値目標

内容	現状	目標
群馬県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの参画団体数	134団体 (R6年度)	300団体 (R12年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 孤独・孤立への理解と関心が社会全体に広がり、誰もが声を上げやすく、支援につながりやすい環境が整うとともに、人と人のつながりが再構築され、安心して暮らせる地域社会が形成されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●孤独・孤立対策の必要性を発信しプラットフォームへの参画を促す ●養成講座の地区別開催、市町村域での開催、県内社会福祉法人等による実施の働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ●孤独・孤立対策の必要性を発信しプラットフォームへの参画を促す ●養成講座の市町村域での開催、県内社会福祉法人等による講座の実施 ●社会福祉法人以外の福祉関係者による講座の開催の働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ●居場所づくりや交流拠点への支援の実施 ●県内社会福祉法人等に加え、広く福祉関係者による講座の開催 ●福祉分野以外の実施主体による講座の開催の働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象層別の支援（若者・高齢者・ひとり親等）の実施 ●県内社会福祉法人等に加え、福祉分野以外の実施主体による講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●支援の成果や取組を可視化するため、事例集の作成 ●県内社会福祉法人等に加え、福祉分野以外の実施主体による講座の開催
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●県官民連携プラットフォームへの参画団体が増加している ●福祉関係者における孤独・孤立対策への関心が高まっている 	<ul style="list-style-type: none"> ●県官民連携プラットフォームへの参画団体が増加している ●市町村域及びさらに身近な地域において、住民の孤独・孤立対策への関心が広がっている 	<ul style="list-style-type: none"> ●居場所や交流拠点が増加し孤独・孤立感の軽減が図られている ●市町村域及びさらに身近な地域における講座実施の体制が整備されている 	<ul style="list-style-type: none"> ●対象者層が拡大され声を上げやすく支援につながりやすい環境が整備されている ●講座実施体制の量的な広がりに加えて、多様な主体参加による質的な広がりが進んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ●孤独・孤立への関心が高まり、人と人のつながりが再構築されている ●実施主体の自発的な開催による講座開催の体制が構築されている



基本目標Ⅰ

誰もが地域で安心して暮らせるよう、
支え合いと連携による包括的な支援体制を構築する



推進項目② 分野や制度を横断した相談・支援体制の構築

重点取組(3) 支援を必要とする子ども・若者への連携・協働による取組強化

不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど、困難を抱える子ども・若者に対し、社協や民間支援団体、行政など多様な主体の連携・協働による支援を強化します。

■現状と課題

- 社会環境の変化に伴い、困難を抱える子ども・若者は増加傾向にあり、その背景や課題は多様化・複雑化しています。
- 貧困、虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、ヤングケアラーなど、子ども・若者を取り巻く問題は複合的に絡み合い、家庭や地域の中で孤立を深めるケースも少なくありません。
- こうした支援は、行政や教育機関、NPOなど多様な機関によって行われていますが、支援の届きにくい層が存在するほか、機関同士の連携が不十分なことや支援の断続性が課題となっています。
- こうした中、県内では、令和6年5月に「ぐんまの子ども・若者支援ネットワーク」が設立され、フォーラムの開催や研修会、情報交換会などを通じて、民間支援団体が支援者間の横のつながりを強化し、官民一体の支援体制づくりが進められています。
- 今後は、子ども・若者を「支援の対象」ではなく「地域社会の一員」として包摂し、関係機関が連携して包括的な相談支援・伴走支援体制を整備することが求められています。

■5年後の到達目標

- ①支援団体・個人、行政、教育機関などの連携体制が強化され、切れ目のない支援体制が構築されている



▲「ぐんまの子ども・若者支援フォーラム」の様子



■5か年のスケジュール

到達目標① 支援団体・個人、行政、教育機関などの連携体制が強化され、切れ目のない支援体制が構築されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●フォーラム、研修会の共催 ●子ども・若者支援ネットワークとの定期的な情報交換 ●他県における総合相談センターの情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ●フォーラム、研修会の共催 ●モデル地域における支援団体等のネットワーク設置に向けた検討 ●複合的な課題に対応するため、関係機関との会議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●フォーラム、研修会の共催 ●モデル地域における支援団体等のネットワークの設置 ●困難なケースに対する定期的な状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●フォーラム、研修会の共催 ●モデル地域の事例の県内の支援者等への共有 ●各地域における支援団体等のネットワーク設置に向けた検討 ●アウトリーチによる支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●フォーラム、研修会の共催 ●各地域における支援団体等のネットワーク設置に向けた支援 ●困難なケースへの伴走支援の継続と関係機関との情報共有
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●県内の子ども・若者支援の実態と課題が把握できている ●他県における総合相談センターの実態が把握でき、本会に相談機能が整備されている 	<ul style="list-style-type: none"> ●県内の支援体制の整備に向け子ども・若者支援ネットワークや行政との共通認識が図られている ●モデルとなる地域において支援者等の連携による検討ができています ●関係機関との連携体制が推進されている 	<ul style="list-style-type: none"> ●モデル地域における支援者等の連携体制が整備されている ●関係機関との連携体制が構築され、伴走支援の体制が整備されている 	<ul style="list-style-type: none"> ●各地域における支援者等の連携体制の整備が検討されている ●伴走支援の体制が充実されている 	<ul style="list-style-type: none"> ●各地域における支援者等の連携体制が構築されている ●切れ目のない相談支援体制が整備されている



誰もが地域で安心して暮らせるよう、 支え合いと連携による包括的な支援体制を構築する



推進項目③ 生活支援・権利擁護支援体制の充実

重点取組(1) 生活困窮者の生活再建に向けた相談・就労支援体制の強化

生活困窮者に対して、相談支援・住居支援・就労準備・家計改善など多面的な支援を提供し、
個々の状況に応じた自立と生活再建を包括的に支援します。

■現状と課題

- 物価高騰の影響や雇用形態の多様化、単身世帯の増加などを背景に、生活困窮のリスクは広範かつ複雑化しており、自立相談支援機関や社協に寄せられる相談件数は増加傾向にあります。
- 本会では、自立相談支援・就労準備支援・家計改善支援の3事業を一体的に実施し、複合的な課題を抱える相談者に対して、切れ目ない支援と伴走支援を通じて自立に向けた支援体制を整備してきました。
- また、単身高齢者世帯の増加や持ち家比率の低下などを背景に、住宅確保要配慮者の増加が見込まれる中、居住支援法人として住まいに関する相談機能を拡充し、関係機関と連携しながら住まいと生活の両面から支える仕組みを進めています。
- 県内の居住支援法人は、22か所(令和7年12月18日現在)と増加していますが、一方で支援対象空白地域や、法人間をつなぐコーディネート体制が不十分という課題も残されています。
- 支援につながっていない潜在的な困窮者への対応として、アウトリーチの強化や地域資源との接点づくりを推進し、相談支援機能を充実させることで、個別の状況に応じた包括的な支援を強化していく必要があります。
- 生活困窮者支援は、地域共生社会の実現に向けた基盤施策として極めて重要であり、今後もその着実な推進を図っていきます。

■5年後の到達目標

- ①居住支援のネットワークが構築され、複雑・複合的な課題に対し、多機関連携・協働による支援体制が構築されている

【新規相談受付及び支援プラン策定件数】

項目	R4年度	R5年度	R6年度
新規相談受付件数	464件	539件	619件
支援プラン策定件数	96件	203件	235件

■数値目標

内容	現状	目標
生活困窮者自立相談支援事業における支援プラン策定件数	235件 (R6年度)	416件 (R12年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 居住支援のネットワークが構築され、複雑・複合的な課題に対し、多機関連携・協働による支援体制が構築されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●居住支援ニーズ及び地域資源の調査の実施	●居住支援に係る意見交換会の実施	●不動産業者等への個別訪問の実施	●町村部における居住支援協議会立ち上げに向けた勉強会の実施	●町村部における居住支援協議会設立に向けた支援の実施
成果目標 (ゴール)	●居住支援や多機関連携の推進に向けた課題が整理できている	●居住支援に係る体制が検討できている	●不動産業者等との連携体制が構築され、支援に係る共通認識が図れている	●町村部における居住支援協議会の立ち上げに向けた支援が実施されている	●居住支援協議会を活用した多機関連携・協働による支援体制が構築されている



基本目標I

誰もが地域で安心して暮らせるよう、
支え合いと連携による包括的な支援体制を構築する

推進項目③ 生活支援・権利擁護支援体制の充実

重点取組(2) 生活福祉資金の借受人に対するフォローアップ支援の強化

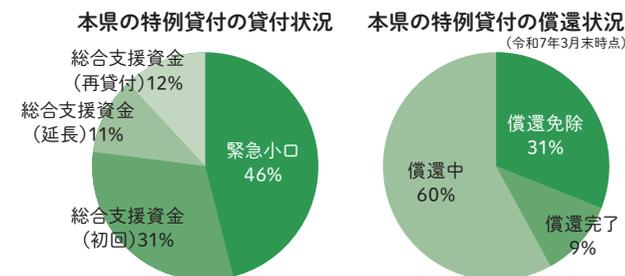
生活福祉資金の借受人に対し、生活支援や見守り、債権管理などのフォローアップ支援を通じて、生活再建に向けた支援体制を強化します。

■現状と課題

- 生活福祉資金は、本会と市町村社協が一体となって、低所得者、障害者、高齢者に対し、資金の貸付と併せて相談支援を行うことで、安定した生活の維持を支援する制度です。
- 従来は、景気低迷などを背景に、生活困窮状態に陥った世帯への貸付が中心でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国の主導による特例貸付が実施され、本県では約 226 億円、63,000 件を超える前例のない規模の貸付が行われました。
- 現在、償還が困難な世帯や中長期にわたる滞納者に対しては、訪問等による債権管理体制の強化と併せて、継続的な生活支援につなげるプッシュ型のフォローアップ支援が重要となっています。
- 令和7年度からは、特例貸付の借受人に対する訪問調査や居住実態の把握を行い、フォローアップ会議を通じて市町村社協や自立相談支援機関と情報を共有し、地域における一体的な支援を進めています。
- 一方で、窓口を担う市町村社協の貸付担当職員には、生活課題の複雑化に伴い、これまで以上に相談者一人ひとりに寄り添った、きめ細かな相談援助スキルの向上が求められています。
- 今後は、貸付と支援の両面から借受人の自立を後押しするため、関係機関との連携強化と職員育成を通じ、持続的な支援体制を確立していくことが重要です。

■5年後の到達目標

- ①全県的なフォローアップ支援の実施体制が整備され、特例貸付借受人すべてに支援が実施できている
- ②市町村社協の貸付担当職員の相談援助スキルが向上し、生活再建支援の質が高まっている



■数値目標

内容	現状	目標
生活福祉資金特例貸付フォローアップ会議 開催市町村数	— (R6年度)	35市町村 (R12年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 全体的なフォローアップ支援の実施体制が整備され、特例貸付借受人すべてに支援が実施できている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内各圏域にて支援体制を構築し、地域ごとのフォローアップ支援対象者について、市町村社協や自立相談支援機関等と認識の共有や役割分担の整理を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域性や貸付件数を考慮しながら、それぞれの圏域におけるフォローアップ会議の開催計画を作成の上、実施 ● 市町村社協や関係機関等への丁寧なつなぎ支援を行い、成功事例につなぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ● それぞれの圏域におけるフォローアップ支援の見える化を図り、市町村社協や関係機関等と内容を共有 ● フォローアップ会議の開催方針について見直し、ブラッシュアップを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● フォローアップ支援全体を通じたブラッシュアップを機に、市町村社協や自立相談支援機関等との連携体制や支援方針についての見直しを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● フォローアップ支援全体の業務のスリム化を図り、効率的な手法について検討の上、実施
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内各圏域で、フォローアップ会議の開催がなされている ● フォローアップ支援における市町村社協や自立相談支援機関等との役割分担が整理されている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内各圏域にて定期的なフォローアップ会議の開催がなされており、市町村社協や自立相談支援機関等と連携した好事例が各圏域でみられている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内各圏域にて定期的なフォローアップ会議の開催がなされており、市町村社協や自立相談支援機関等と連携した好事例の横展開が図れている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内各圏域にて市町村社協や自立相談支援機関等が主体となったフォローアップ支援を行うことができている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 県社協と市町村社協、自立相談支援機関等のフォローアップ支援の役割の明確化が図れており、個別ケースへの丁寧な相談支援が実施できている

到達目標② 市町村社協の貸付担当職員の相談援助スキルが向上し、生活再建支援の質が高まっている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ● 連絡会議を開催し、相談援助スキルの向上のために担当者が希望することや学びを深めたい分野を把握 ● 経験年数に応じた研修会や事例検討会を実施 ● 申請の多い貸付については、貸付種類別に説明資料や動画を作成 	<ul style="list-style-type: none"> ● 連絡会議を開催し、相談援助スキルの向上のために担当者が希望することや学びを深めたい分野を把握 ● 経験年数に応じた研修会や事例検討会を実施 ● 貸付種類別の説明資料や動画を随時更新 	<ul style="list-style-type: none"> ● 連絡会議を開催し、研修会や事例検討会の実施内容について検証をし、見直しやブラッシュアップの実施 ● 見直しやブラッシュアップをした内容で、研修会や事例検討会を実施 ● 貸付種類別の説明資料や動画を随時更新 	<ul style="list-style-type: none"> ● 連絡会議を開催し、相談援助スキルの向上のために担当者が希望することや学びを深めたい分野を把握 ● 研修会や事例検討会を実施 ● 貸付種類別の説明資料や動画を随時更新 	<ul style="list-style-type: none"> ● 連絡会議を開催し、研修会や事例検討会の実施内容について検証をし、見直しやブラッシュアップを実施 ● 見直しやブラッシュアップをした内容で、研修会や事例検討会を実施 ● 貸付種類別の説明資料や動画を随時更新
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ● 担当者のニーズを踏まえた相談援助スキルの向上に資する研修を実施できている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 前年度の研修内容を踏まえ、担当者のニーズにあった相談援助スキルの向上に資する研修を実施できている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 2年間の研修内容の見直しやブラッシュアップをする ● 相談援助スキルの向上に資する研修を実施できている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 前年度の研修内容を踏まえ、担当者のニーズにあった相談援助スキルの向上に資する研修を実施できている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 4年間の研修内容の検証やブラッシュアップをする ● 相談援助スキルの向上に資する研修を体系化した上で実施できている

基本目標I

誰もが地域で安心して暮らせるよう、
支え合いと連携による包括的な支援体制を構築する

推進項目③ 生活支援・権利擁護支援体制の充実

重点取組(3) 市町村における総合的な権利擁護体制の構築支援

判断能力が不十分な人が、適切な意思決定支援のもと尊厳をもって自分らしく安心して地域で暮らし続けられるよう、日常生活自立支援事業の実施や成年後見制度の利用促進を通じて、市町村における総合的な権利擁護体制の構築を支援します。

■現状と課題

- 日常生活自立支援事業では、判断能力が低下した人に対し、本人の意思を最大限尊重しながら、自己決定と自立した生活を支えるための相談援助を行っています。
- 高齢化の進展や単身世帯の増加により、利用者は年々増加しており、今後さらに需要の高まりが見込まれます。
- 一方で、同事業の実施にあたっては、事業費や人件費などの財源が十分に確保されていないことが課題であり、安定的な運営を支えるための財政的基盤の整備が求められています。
- また、利用者が判断能力の変化に応じて適切な支援を受けられるよう、成年後見制度へ円滑に移行できる仕組みづくりも課題です。
- 市町村においては、地域の実情に応じた成年後見制度の利用促進と体制整備が進められており、令和6年度末には、県内すべての市町村で中核機関の設置が完了しました。
- しかし、その機能や役割には地域差が見られることから、機能の強化を通じて県全体の支援体制の底上げを図り、法人後見や市民後見人など多様な担い手の確保と養成を進めていく必要があります。
- さらに今後は、頼れる身寄りがない高齢者等に対する入院・入所の手続支援や死後事務支援など、新たなニーズへの対応が求められており、行政・専門職・関係団体が連携した支援体制を整備していくことが重要です。

■5年後の到達目標

- ①市町村社協による法人後見の取組の推進と市民後見人の養成・活躍支援を通じて、担い手の確保と活躍の場が拡大している
- ②行政・専門職・関係団体との連携が進み、頼れる身寄りがない高齢者等に対しても適切な支援ができる体制が整備されている

【日常生活自立支援事業実施状況】

	R2	R3	R4	R5	R6
相談件数	35,119	33,935	34,058	37,744	39,532
契約件数	291	218	254	223	261
実利用者数	1,058	1,079	1,101	1,133	1,182

■数値目標

内容	現状	目標
法人後見実施社協数	14力所 (R6年度)	25力所 (R12年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 市町村社協による法人後見の取組の推進と市民後見人の養成・活躍支援を通じて、担い手の確保と活躍の場が拡大している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●市民後見人養成研修のモデル実施 ●法人後見実施社協の拡大に向けた研修会、情報交換会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民後見人養成研修の実施 ●法人後見実施社協立ち上げに向けたアドバイザー派遣の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民後見人養成研修修了者の活躍の場の確保に向けた検討 ●社協以外の団体の法人後見実施に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民後見人養成研修修了者の選任に向けた家裁等との検討 ●社協以外の団体の法人後見実施に向けた研修会、情報交換会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民後見人養成研修の選任後の体制整備 ●法人後見実施社協、団体の情報共有
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●県域において市民後見人が養成される ●法人後見実施社協の拡大(17カ所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●県域において市民後見人が養成される ●法人後見実施社協の拡大(19カ所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民後見人養成研修修了者の活躍の場が確保される ●法人後見実施社協の拡大(21カ所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民後見人養成研修修了者の活躍の場が広がる ●社協以外の団体の法人後見にかかる理解が深まる ●法人後見実施社協の拡大(23カ所) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民後見人養成研修修了者の選任が促進される ●社協以外の団体法人後見の取組が推進される ●法人後見実施社協の拡大(25カ所)

到達目標② 行政・専門職・関係団体との連携が進み、頼れる身寄りがない高齢者等に対しても適切な支援ができる体制が整備されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村社協の頼れる身寄りがない高齢者等への対応にかかる研修会や検討会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村社協の頼れる身寄りがない高齢者等への対応に向けたアドバイザー派遣の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●頼れる身寄りがない高齢者等への対応を実施する社協の研修会や情報交換会の実施 ●事業実施による課題把握に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業実施による課題解決に向けた対応策の検討 ●頼れる身寄りがない高齢者等への対応を実施する社協と行政との情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ●頼れる身寄りがない高齢者等への対応を実施する社協と行政、関係機関との情報共有
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村社協専門員の資質向上が図られる 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村社協専門員の資質向上が図られるとともに、市町村社協の頼れる身寄りがない高齢者等への対応が促進される 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村社協専門員の資質向上が図られるとともに、市町村社協の頼れる身寄りがない高齢者等への対応が促進される ●事業実施による課題が把握されている 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業実施による課題への対応ができています ●市町村における頼れる身寄りがない高齢者等への対応について行政との連携体制が推進される 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村における頼れる身寄りがない高齢者等への対応について関係者間との連携体制が推進される

コラム

地域共生社会の実現のために必要な3つの「超える」視点

■地域共生社会を簡単に説明すると？

地域共生社会とは、「制度や分野の壁をこえ、地域の多様な人や資源がつながり合い、誰もが生きがいを持って共に地域をつくる社会」のことです。言葉にすると少し難しく感じますが、要するに「みんなで助け合いながら暮らしていく地域を目指そう」という考え方です。



出典：厚労省 HP

■私も、あなたも、誰もが当事者になるかもしれません

病気や子育て、介護、収入や家族関係など、悩みは誰にでもありますし、この先何が起るかはわかりません。一見「大きな課題を抱えている」と思える人や家庭でも、その“生きづらさ”を紐解いていくと、実は誰にでも起こり得る身近なことばかりです。もし自分が病気や介護、経済的な困窮など、複数の悩みを同時に抱えたら相談できる相手はいるでしょうか？ その困難は全て自己責任でしょうか？ そう考えてみると、地域共生社会の考え方は、私たち一人ひとりの暮らしと無関係ではないと感ぜられるのではないのでしょうか。

■3つの「超える」視点とは

①制度・分野ごとの「縦割り」を超える

個人や世帯が抱える複数の課題に対しては、分野別だけでなく、本人やその周囲のコミュニティも含めた生活全体を支える包括的な支援が必要です。縦割りだった公的支援も含め、制度や分野を超えて支援をしていこうというのが1つ目の視点です。

②「支え手」「受け手」という関係を超える

「支え手」と「受け手」の役割は固定的ではなく、人は時に支えられ、時に支える存在です。互いに認め合い支え合う関係を築くことで、自分の存在意義を感じ、生きる力が生まれる。これが2つ目の視点です。

③「世代や分野」を超えてつながる

生活全体を支えるには、公的支援だけでなく地域コミュニティの居場所づくりが重要です。世代や個性の違いを活かした支え合いが可能で、地域の課題も新たな活動の機会となります。多様な人々がつながり合い、世代や分野を超えた協力で持続可能な地域づくりを目指すことが3つ目の視点です。

■今こそ「超える」とき

今こそ、これまでのやり方や考え方に囚われず、皆で協力し合い、支え合い、世代や分野の壁も超えて、つながる地域づくりが求められています。

参考：厚労省 noto

第3章

計画の詳細



基本目標 II 福祉人材の充足による持続可能で質の高い福祉サービス提供体制を確立する

推進項目1

福祉を支える人材の確保・育成・定着

福祉の仕事の魅力発信や就職支援による多様な人材の参入促進を図るとともに、キャリア形成・資質向上に繋がる研修の実施と就業環境整備等による離職防止・定着支援を行います。

数値目標

福祉人材無料職業紹介所による
就職者数
(毎年度:400名) → 推進項目 1-(1)

福祉人材無料職業紹介所による
求職相談件数
(毎年度:9,000件) → 推進項目 1-(2)

推進項目2

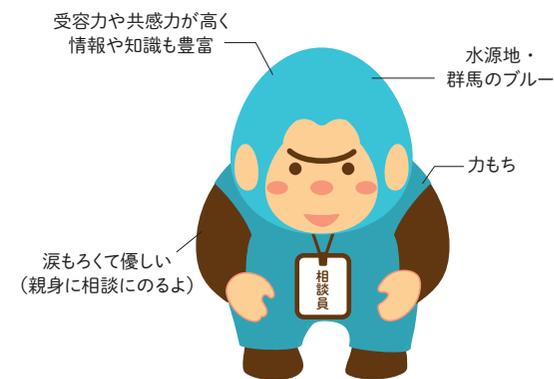
福祉サービスの質の向上

福祉サービス第三者評価事業の推進や苦情解決体制の構築支援の取組により、施設・事業所等による組織運営・サービスの振り返りや利用者からの的確な声の把握を支援します。

数値目標

第三者評価年間受審契約件数
(R12年度:12件) → 推進項目 2-(1)

第三者評価プレ評価年間実施件数
(R12年度:25件) → 推進項目 2-(1)



とってもパワフル。
「福祉事業所」や「福祉職場で働きたい人」
両方の強力な味方です。

満福ゴリオ プロフィール

かつては、ICTが進んだゴリラ世界の最先端の会社に勤めていたが、ハードな毎日に疲れていた。優しい人が集まる福祉職場に魅力を感じて「群馬県社会福祉マンパワーセンター」の門を叩き、福祉の仕事に情熱を持った人と出会った。そして、人材不足に悩む事業所や働きたい人を繋げる仕事に惹かれ、いつの間にか職員に。受容力や共感力が高く、情報や知識も豊富。

福祉人材の充足による 持続可能で質の高い福祉サービス提供体制を確立する



推進項目① 福祉を支える人材の確保・育成・定着

重点取組(1) 福祉の魅力発信による多様な人材の参入促進と潜在的な福祉人材の発掘

変容を遂げている福祉の仕事の魅力や社会的意義を広く発信し、他業種や他分野からの参入を促進します。
また、潜在介護福祉士や潜在保育士等の現場復帰を支援し、地域全体で福祉を支える人材の確保を推進します。

■現状と課題

- 労働力人口の減少や福祉サービスに対する需要の拡大により、安定的なサービスを提供するために、福祉人材の確保が喫緊の課題となっています。
- 第9期群馬県高齢者保健福祉計画によると、「団塊ジュニア」世代が65歳以上となる2040年には、介護人材の需給ギャップが9,341人にのぼると見込まれています。
- また、女性の社会進出の進展や、共働き世帯・ひとり親家庭の増加に伴い、幼児教育・保育の重要性が高まっており、県の調査では、県内で約400人の保育士・保育教諭が不足している状況が明らかになっています。
- 国においても、介護や保育分野の魅力向上を重点課題に掲げており、学生や保護者、進路指導者などへの理解促進と魅力発信の取組が求められています。
- こうした人材不足の状況を踏まえ、処遇改善や福利厚生の充実、多様な働き方の導入などによって福祉職の働きやすさと魅力を高めること、さらに、福祉の仕事の重要性ややりがいを社会全体に広く伝え、新たな人材を呼び込む取組が不可欠です。
- 地域住民や企業、ボランティアなど多様な主体と連携し、地域全体で福祉を支える体制づくりを進めることが、持続可能な人材確保の基盤となります。

■5年後の到達目標

- ①福祉分野の魅力発信、働きやすさの向上等が進み、新たな担い手の参入と潜在人材の活躍機会が広がることで、福祉関係事業所における職員の不足感が軽減している

[第9期群馬県高齢者保健福祉計画]介護人材の需給推計

項目	令和8年度(2026年度)	令和22年度(2040年度)
介護人材の需要見込み	40,428人	46,326人
介護人材の供給見込み	39,271人	36,985人
需給ギャップ	1,157人	9,341人

[ぐんまこどもビジョン2025]こどものいる世帯の夫婦の就業状況

項目	平成14年	平成24年	令和4年
夫婦ともに有業の割合	54.1%	62.0%	64.7%

■数値目標

内容	現状	目標
福祉人材無料職業紹介所による就職者数	392名 (R6年度)	400名 (毎年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 福祉分野の魅力発信、働きやすさの向上等が進み、新たな担い手の参入と潜在人材の活躍機会が広がることで、福祉関係事業所における職員の不足感が軽減している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉の仕事の魅力の整理及び魅力発信の方向性の決定 ●資格届出制度の活用に向けた周知・PRの実施 ●外国人材の更なる参入促進の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉の仕事の魅力発信事業（イベント・SNS・広報）の実施 ●貸付事業を通じた他業種や他分野からの参入促進事業（SNS・広報）の実施 ●外国人材の参入促進事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の実情に合った事業実施と支所機能の強化 ●将来的に福祉分野に興味を持てるよう学生向け魅力発信事業（事業所見学・フェア）の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉のすそ野を広げる体験事業等の充実と関係機関との協力体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携により、福祉の仕事の魅力発信と潜在介護福祉士や潜在保育士の職場復帰の推進
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉の仕事の魅力が整理され、対象者や魅力発信の方法が定まっている ●潜在介護福祉士や潜在保育士の状況が把握され、必要な情報提供が行われている ●外国人材の参入促進について、効果的な方策が定まっている 	<ul style="list-style-type: none"> ●それぞれの年齢層に対して、訴求すべき魅力が発信されており、多くの人に福祉関係職の魅力が届けられている ●貸付事業をきっかけに多様な人材が福祉業界に参入している ●外国人材が福祉業界へ参入している 	<ul style="list-style-type: none"> ●各地域の実情に合った事業が実施され、支所の採用件数が増えている ●職業選択を行う前の学生に対して、福祉の仕事に触れる機会が増加している 	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との協力のもと、福祉の裾野を広げる体験事業を活用し、多様な人材が福祉業界に参入している 	<ul style="list-style-type: none"> ●労働力人口が減少している中でも、関係機関との連携により、福祉人材無料職業紹介所を積極的に利用して、職員確保が進められている



福祉人材の充足による 持続可能で質の高い福祉サービス提供体制を確立する



推進項目① 福祉を支える人材の確保・育成・定着

重点取組(2) キャリア支援や資格取得支援等による福祉人材の確保

キャリア支援専門員による相談支援や各種貸付制度を活用した資格取得支援を通じて、新たに福祉分野に参入する人や福祉分野への復職・再就職を目指す人、外国人など、幅広い福祉人材の確保を図ります。

■現状と課題

- 「令和4年就業構造基本調査」によると、転職して就業した人は1,246万となっており、5年前と比べて19万人増加していることから、転職市場が活発化しているといえます。
- 福祉関係事業所においては、養成校の新卒者だけでは人材を十分に確保することが困難であるため、復職支援を通じた人材の確保が求められています。
- 介護福祉士養成校の中には、入学者の減少により閉校に至るところもあり、専門職の人材育成体制に影響が出ています。
- 一方で、留学生の入学は増加しており、介護の現場では外国人福祉人材が重要な担い手となっています。
- 介護の需要が拡大し、人手不足が深刻化する中、2025年1月に実施された介護福祉士国家試験では受験者数が4年ぶりに増加しており、今後、さらなる資格取得支援が求められています。

■5年後の到達目標

- ①求職者との接点を増やすとともに、相談支援体制を強化することにより、求職相談件数が増加している
- ②貸付制度や資格取得支援が効果的に活用され、介護福祉士・保育士等の専門職を目指す人材が増加している



▲資格取得の情報提供やキャリアアップを見据えたマッチング支援を実施



▲資格取得に必要な資金の貸付を実施

コラム 福祉現場を支える外国人福祉人材はなぜ増えているのか？

近年、介護人材不足を背景に、福祉分野を志す留学生が増加しています。政府は「留学生30万人計画」や「特定技能制度」を整備し、学びながら日本で働く道を広げています。こうした制度の後押しにより、留学生は将来の福祉現場を支える重要な人材として期待されており、多様な人材の受け入れが地域福祉の充実にもつながると考えられます。

■数値目標

内容	現状	目標
福祉人材無料職業紹介所による求職相談件数	8,287件(R6年度)	9,000件(毎年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 求職者との接点を増やすとともに、相談支援体制を強化することにより、求職相談件数が増加している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●未経験者に向けた内容を重点に置いて事業を実施	●子育て世代に向けた内容を重点に置いて事業を実施	●外国人に向けた内容を重点に置いて事業を実施	●シニア世代に向けた内容を重点に事業を実施	●Iターン、Uターン希望者に向けた内容を重点に置いて事業を実施
成果目標 (ゴール)	●未経験者との接点を増加させ、未経験求職者からの相談が増加している	●子育て世代との接点を増加させ、子育て世代求職者からの相談が増加している	●外国人との接点を増加させ、外国人求職者からの相談が増加している	●シニア世代との接点を増加させ、シニア世代求職者からの相談が増加している	●Iターン、Uターン希望者との接点を増加させ、Iターン、Uターン希望求職者からの相談が増加している

到達目標② 貸付制度や資格取得支援が効果的に活用され、介護福祉士・保育士等の専門職を目指す人材が増加している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●外国人利用者に係る貸付事業の要綱の整備 ●高校への貸付事業の周知強化	●高校生が進路を考える時期における貸付事業説明会の実施 ●養成校と連携し、オープンキャンパス等での貸付事業周知の実施	●就職準備金等の貸付事業における電子申請の運用開始 ●事業所への貸付制度周知の実施	●修学資金等の貸付事業における電子申請の運用開始	●高校・養成校・種別協議会との連携強化
成果目標 (ゴール)	●外国籍の方でも貸付の申請しやすい環境が整備できている ●県内の高校の進路指導の先生が、介護福祉士修学資金や保育士修学資金の内容を理解している	●貸付事業を通じて、保護者や学生に福祉の仕事に関心を持ってもらい、貸付を希望する学生が利用出来ている	●就職準備金等の貸付において、電子申請が利用でき、手軽に申請が出来る状態となっている ●事業所の採用面接等の段階で貸付の案内がされ、利用しやすい環境になっている	●修学資金等の貸付において、電子申請が利用でき、手軽に申請が出来る状態となっている	●貸付制度を通じて福祉の仕事や進路に関心を持ってもらい、介護福祉士や保育士を目指す学生が増加している

福祉人材の充足による 持続可能で質の高い福祉サービス提供体制を確立する



推進項目① 福祉を支える人材の確保・育成・定着

重点取組(3) 研修・試験等の実施による福祉人材の資質向上

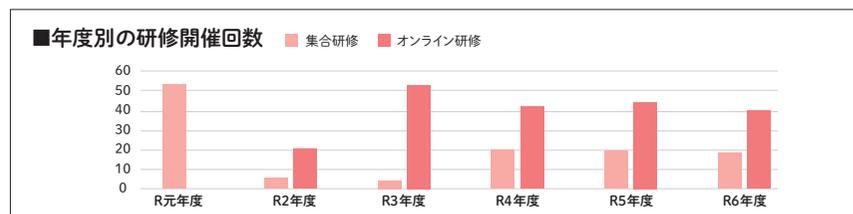
福祉従事者の適切なキャリア形成と資質向上に向け、効果的な研修や試験を実施します。あわせて、受講・受験の手続や申請の簡素化を進め、学びやすい環境づくりを推進します。

■現状と課題

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、オンライン研修の活用が推進されていますが、受講や試験に関する申請・手続きの電子化など、受講環境の整備は十分に進んでいません。
- ケアマネジャーについては、利用者に適切な介護サービスを提供するため、資質の維持・向上が不可欠である一方、研修受講に伴う経済的・時間的負担が大きいことが課題です。
- また、「ぐんま子どもビジョン 2025」では、保育ニーズの多様化に対応するため、「量の確保」から「質の確保」への重点化が示されており、保育士等の専門性向上が求められています。
- 専門研修は各種別協議会においても実施されていますが、個人のスキル向上に偏りがちな傾向も見られ、組織全体としてのマネジメント力やチームとしての機能向上を図る「組織性」に関する研修の充実が課題となっています。
- 今後は、個人と組織の両面からの人材育成を体系的に進め、持続的に質の高い福祉サービスを提供できる体制づくりを推進する必要があります。

■5年後の到達目標

- ①研修・受講の電子化や運営体制の改善により、受講手続の簡素化と受講しやすい環境が整備されている
- ②福祉人材の資質向上が図られ、利用者支援の質の向上と職員の成長・やりがいの両立が実現している



コラム オンライン研修のメリット・デメリットは？

コロナ禍をきっかけに、研修の実施に「オンライン」という選択肢が生まれた。オンライン研修は、ネット環境があれば、どこからでも参加出来るというメリットがある一方で、他の参加者の反応が見えにくく、対面の集合型研修に比べて受講者の参加意欲が低くなりやすいというデメリットがある。研修の目的や参加者の状況を考慮しながら適切な研修方法を選択し、参加者の満足度が高くなるよう、研修を実施していくことが求められている。



■5か年のスケジュール

到達目標① 研修・受講の電子化や運営体制の改善により、受講手続の簡素化と受講しやすい環境が整備されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●研修受講者の経済的負担軽減に向けた給付制度等の活用 ●介護支援専門員実務研修受講試験web申込システムの構築(省略者対象) ●介護支援専門員研修管理システムの構築に向けた仕様の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護支援専門員実務研修受講試験web申込システムの運用開始(省略者対象) ●介護支援専門員研修管理システムの構築 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護支援専門員実務研修受講試験web申込システムの機能拡張(全申込者対象) ●介護支援専門員研修管理システムの運用開始 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護支援専門員実務研修受講試験web申込システムの拡張運用開始(全申込者対象) ●研修受講者向けのシステム及びHP案内の見直しの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修管理システム及び試験申込システムの機能、運用方法の見直しの実施
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●研修受講者の経済的負担が軽減されている ●受講者の利便性向上に向けた機能を有し、かつ今後の拡張が可能な基盤のシステムが構築されている ●新たな研修制度に対応し、受講者の負担軽減が達成できるシステムの計画が成されている 	<ul style="list-style-type: none"> ●webシステムの運用により、データ集計、管理の正確性が向上する他、受講者の利便性も向上している 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修管理システムの運用により、受講者の利便性の向上及び負担軽減が成されている 	<ul style="list-style-type: none"> ●システムの対象者拡大により、受講者の利便性がさらに向上している ●研修管理システムや研修案内の動線が改善されることにより、受講者の研修選択、申込手続きの利便性が向上している 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修申込から受講に至る流れが明確かつ簡潔に整備されており、受講者の研修受講にかかる負担が軽減され、受講しやすい環境が提供されている

到達目標② 福祉人材の資質向上が図られ、利用者支援の質の向上と職員の成長・やりがいの両立が実現している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●研修実施方法や開催時期等に係る受講者の意識調査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●受講者の意識調査に基づき、研修体系及び実施方法や開催時期の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●受講者の意識調査の結果を反映した研修体系の再構築の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修体系や実施内容等の案内の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人や事業所における研修の受講が整備されるよう研修計画の周知の実施
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ後の研修実施に係る受講者の感想や意向がまとまっている 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修体系の目指すべき方向性が定まっている 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修体系が再構築され、関係者との共通認識が図られている 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人や事業所が研修案内に基づき、職員の受講を進めている 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人や事業所における受講体制が整備され、職員の資質向上に繋がっている

福祉人材の充足による 持続可能で質の高い福祉サービス提供体制を確立する



推進項目① 福祉を支える人材の確保・育成・定着

重点取組(4) 就業環境整備支援と相談体制の強化による離職防止・定着支援

外部相談体制の整備や共済制度の安定運営を通じて、福祉職場における働きやすさと安心感を高め、離職防止と人材の定着・確保につながる制度的基盤の充実を図ります。

■現状と課題

- 「令和6年度介護労働実態調査」によると、介護職員の離職理由として最も多かったのは「職場の人間関係に問題があったため」であり、職場内の人間関係やメンタル面の支援が課題となっています。
- 「令和6年度版労働経済の分析」においても、人手不足の緩和に向けた有効な方策として、職員が安心して相談できる体制の整備が挙げられています。
- 昭和47年4月に群馬県独自の施策として発足した「県単共済制度」は、退職手当金制度に加え、福利厚生給付も行うことで、福祉職員の生活安定と定着支援に寄与しています。現在、県内448法人が加入し、退職手当金の支給件数は1,636件、福利厚生給付金の支給件数は18,896件にのぼります。
- 一方で、長期にわたり共済契約法人から掛金を預かる性格上、制度の将来的な安定運営に向けた財政の検証と管理が不可欠です。このため、令和7年度には財政検証を実施し、現状の分析と将来推計を行いました。
- 今後は、働く人が安心して相談できる仕組みづくりと、制度運営の透明性・安定性を高めることで、福祉職場の魅力向上と離職防止につなげていく必要があります。

■5年後の到達目標

- ①福祉職員等の精神的負担が軽減され、働き続けられる環境と相談支援体制が整備されている
- ②県単共済制度の財政状況が計画的に把握・検証され、持続可能で安定的な運営体制が確立されている

コラム

キャリアの多様化と 人材確保・定着のジレンマ

近年、職業生活の長期化が見込まれるなかで、労働者はライフイベントに応じて働き方やキャリアを柔軟に決め、キャリアを主体的に築くようになってきた。その結果、一つの組織で長期間キャリアを積むことを重視する労働者は減少している。

一方で、全産業で深刻な人材不足の問題に直面しており、人材の確保と定着をはかることが重要な課題になっている。特に、労働力人口が減っている中で、採用活動が厳しさを増しているため、採用した人材に長期にわたって活躍してもらうための人材マネジメントを整備することが求められている。



▲群馬県介護職員相談サポートセンターチラシ



■5か年のスケジュール

到達目標① 福祉職員等の精神的負担が軽減され、働き続けられる環境と相談支援体制が整備されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●介護職員相談サポートセンターでの相談内容の分析の実施	●相談内容の分析結果を事業所に周知し、事業所の離職防止や定着支援に係る取組促進を実施	●関係機関との連携強化による介護職員相談サポートセンターの利用促進の実施	●県内の離職・転職状況に基づいた事業の検討	●離職防止や職場定着に係る事業の実施
成果目標 (ゴール)	●離職や転職の原因や相談者の傾向等が把握できている	●事業所が離職防止や定着支援に係る取組等の検討ができています	●多くの事業所で職員の相談先として、介護職員相談サポートセンターが認知される	●関係機関との間で県内の離職・転職状況が共有され、必要な取組についての共通認識が図られている	●関係機関と連携した事業の実施により、多くの事業所で離職防止や定着支援に係る取組等を実施し、他の業界よりも低い離職率が保たれている

到達目標② 県単共済制度の財政状況が計画的に把握・検証され、持続可能で安定的な運営体制が確立されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●給付内容や負担構造の改善案の検討	●契約法人に対する、制度の現状と論点、今後の見通しの共有	●財政検証推計との差異確認と現状分析の更新	●次期財政検証に必要な基礎データの整理と、契約法人からの改善要望の整理	●次期財政検証による、状況の分析と将来推計
成果目標 (ゴール)	●財政状況を踏まえた上での制度の持続可能性が確保される	●契約法人が制度の方向性を理解でき、制度運営の透明性が高まる	●制度のPDCAサイクルが確立され、継続的な改善が可能となる	●次期財政検証が現実に即した推計となり、制度の将来像がより明確になる	●前回財政検証との比較を通じて、状況の変化が可視化され、運営の成果や課題が明確になる

福祉人材の充足による 持続可能で質の高い福祉サービス提供体制を確立する



推進項目② 福祉サービスの質の向上

重点取組(1) 福祉サービス第三者評価の受審促進

「福祉サービス第三者評価事業」の推進により、福祉施設・事業所等が、事業運営上の課題を的確に把握し、サービスの質の向上を継続的に図れるよう支援します。

■現状と課題

- 本県では、独自の評価基準に基づき福祉サービス第三者評価事業を実施してきましたが、事業の持続性を確保するため、令和5年度より全国共通基準へと移行しました。
- 第三者評価の趣旨や目的については、一定の理解が進んでいる一方で、実際の受審に対して不安を抱く事業所もあり、『プレ評価』（第三者評価のお試し版）の案内を通じて受審へのハードルを下げる取組を進めています。
- 制度創設から20年以上が経過し、受審件数の伸び悩みや評価調査者の確保など、制度の継続性に関わる課題が顕在化しています。全国的にも受審が低調な状況にあり、制度全体の在り方を見直す時期を迎えています。
- 受審件数の増加を図るためには、「評価を受ける側」への普及啓発や受審支援に加え、「評価を行う側」である評価機関や評価調査者の資質向上、課題共有、情報交換の促進など、双方の視点からの支援が必要です。

■5年後の到達目標

- ①受審施設の増加により、福祉施設のサービスの質の向上と課題の改善が図られている
- ②評価調査者の専門性向上により、評価機関への信頼と評価全体の公正性・透明性が一層高まっている

■数値目標

内容	現状	目標
第三者評価年間受審契約件数	4件 (R6年度)	12件 (R12年度)
第三者評価プレ評価年間実施件数	15件 (R6年度)	25件 (R12年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 受審施設の増加により、福祉施設のサービスの質の向上と課題の改善が図られている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●対象施設への個別訪問、各種別協への協力依頼による受審促進	●受審施設の体験談や活用事例の収集整理、周知方法の検討	●プレ評価制度の運用状況の整理、改良要否及び内容の検討 ●制度上の課題や要改善項目に関する要望の実施	●プレ評価及び本評価の複数回受審施設等における事業活用方法の把握と周知の実施	●受審対象施設に向けた受審促進セミナーの実施
成果目標 (ゴール)	●第三者評価の意義と利点が共有され、各施設等の懸念・不安が低減される	●(成功体験として具体的なステップが理解できるため)未受審施設等において受審しやすい環境が整備される	●受審しやすい環境が一層整備される ●プレ評価を受けた施設が本評価へ移行しやすくなる	●第三者評価事業の主体的活用への広がり契機となり、事業に対する認識が改善される	●第三者評価事業に対する意識が改善される ●質の向上を図る「入口」としての認識が高まる

到達目標② 評価調査者の専門性向上により、評価機関への信頼と評価全体の公正性・透明性が一層高まっている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●各評価機関の評価調査者に関する状況把握と課題検討 ●現任評価調査者向け研修の実施	●新規評価調査者養成研修の実施 ●現任評価調査者を対象とした研修体系の検討	●新規評価調査者に対するフォローアップ ●現任評価調査者向け研修の実施	●評価調査者の養成・確保に関する課題検討 ●新規評価調査者養成研修の実施	●評価調査者の養成及び確保に関する方針の策定
成果目標 (ゴール)	●各評価機関における評価調査者の実地調査に関する質向上が図られる	●各評価機関における新規評価調査者が確保される ●評価調査者に対する支援の全体像が共有化される	●評価調査者ごとの評価差の縮小が図られ、評価のばらつきが減少する	●新規評価調査者養成・確保の課題が整理され、方策が策定される	●評価機関の質向上に関する取組を対外的に周知することにより、評価機関への信頼性が高まる

基本目標 II

福祉人材の充足による 持続可能で質の高い福祉サービス提供体制を確立する



推進項目② 福祉サービスの質の向上

重点取組(2) 社会福祉施設・事業所等における苦情解決体制の構築支援

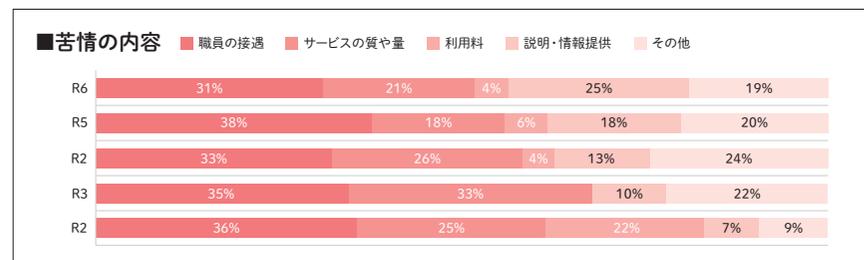
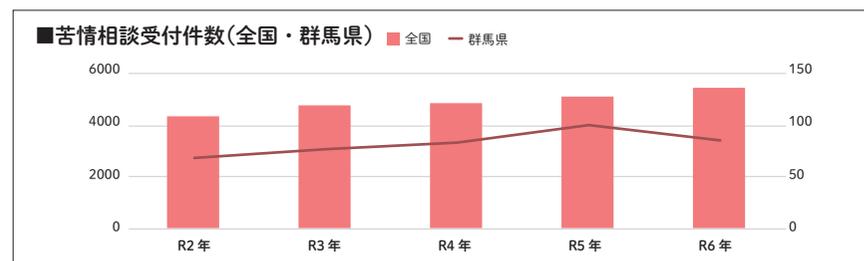
社会福祉施設・事業所等の事業者段階における苦情解決体制の整備を促進するとともに、機能充実・体制強化に向けた広報・啓発や研修会の実施などを行い、福祉サービス利用者の権利擁護と福祉サービスの質の向上を図ります。

■現状と課題

- 2000年の社会福祉基礎構造改革により、利用者の苦情対応は、信頼関係構築やサービスの質の向上を図るうえで、重要な指標として位置づけられました。
- 社会福祉法第82条では、苦情への対応が福祉サービス事業者の責務とされており、都道府県社協に設置されている運営適正化委員会が、その補助的役割を担うこととされています。
- 本委員会では、通常の相談業務に加え、相談員・管理者・第三者委員を対象としたセミナーの開催などを通じて、福祉サービス事業者に求められる適切な苦情対応に向けた普及・啓発に取り組んできました。
- 「運営適正化委員会事業のあり方に関する検討会」(2022年度・全社協)においては、「苦情解決」と「運営監視」の機能を強化し、事業者の取組支援や窓口体制の改善を図ることで、福祉サービスの質の向上を促進することが示されています。
- 福祉サービスの運営主体が多様化する中、各事業所において苦情対応の仕組みを整備し、利用者の権利擁護を図るとともに、サービスの質の向上につながるための事業者の取組を促進することが求められています。

■5年後の到達目標

- ①全ての社会福祉法人において苦情解決体制が整備され、利用者の権利が適切に擁護されるとともに、苦情への的確な対応を通じて質の高いサービスを提供する体制が確立されている





■5か年のスケジュール

到達目標① 全ての社会福祉法人において苦情解決体制が整備され、利用者の権利が適切に擁護されるとともに、苦情への的確な対応を通じて質の高いサービスを提供する体制が確立されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内社会福祉法人の苦情解決体制の調査を実施する ● 苦情解決セミナー等により苦情解決体制整備の必要性を啓発する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情解決体制未整備法人を訪問し体制構築支援を行う ● 苦情解決セミナー等により苦情解決体制整備の必要性を啓発する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情解決体制未整備法人を訪問し体制構築支援を行う ● 苦情解決セミナー等により好事例を横展開し苦情相談の実効性強化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情解決体制未整備法人を訪問し体制構築支援を行う ● 苦情解決セミナー等により好事例を横展開し苦情相談の実効性強化を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情解決体制未整備法人を訪問し体制構築支援を行う ● 苦情解決セミナー等により苦情相談機能強化を図り、福祉サービスの質の向上及び組織体制の強化に繋げる
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情解決体制の調査の回答率が100%を達成している 	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情解決体制未整備の法人のうち25%で体制整備されている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情解決体制未整備の法人のうち50%で体制整備されている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 苦情解決体制未整備の法人のうち75%で体制整備されている 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全ての県内社会福祉法人で苦情解決体制が整備され、苦情への的確な対応を通じて質の高いサービスを提供する体制が確立されている



コラム

今改めて考えたい、福祉の仕事の魅力

■より一層必要とされる仕事

福祉や保育、介護の現場は、子どもや高齢者、障がいのある方など、支援を必要とする人が増え続ける中で、社会に欠かせない役割を果たしています。こども家庭庁の調査によると、2025年1月の全国保育士有効求人倍率は約3.8倍と高く、全職種の平均有効求人倍率1.34倍と比べても、求人の多さが際立っています。株式会社フロッグの調査によると、介護職の求人件数は2025年までの6年間で約42%増加し、資格不要の求人も約1.6倍に増加しており、未経験者や異業種からの転職希望者も応募しやすくなっています。

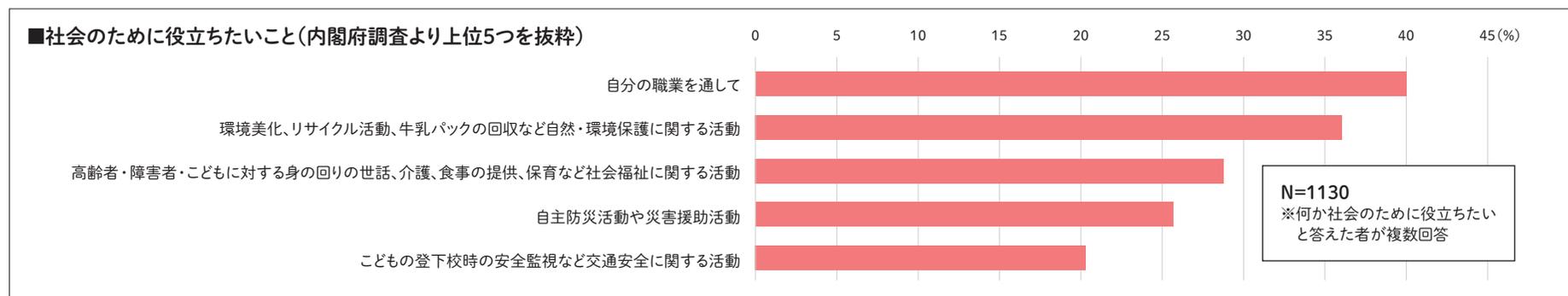
■やりがいと成長が実感できる仕事

内閣府が令和6年に実施した「社会意識に関する世論調査」では、「何か社会のために役立ちたいと思っている」と答えた人が約64%に達しています。福祉の仕事は、自己成長と社会貢献を同時に実感できる仕事ですし、日々の業務の中で支援者としての経験が積み重なることで、自分の可能性を広げられる点も魅力の一つです。

■人とのつながりの中で直接的に社会に貢献できる仕事

子育て中の方やシニア、外国人など、これまで福祉の仕事に関わりにくかった人たちも、資格や経験に応じて働きやすい環境が整いつつあり、多様な人材が福祉の仕事に従事しています。

そして、福祉の仕事は単なる支援ではなく、相手の心に寄り添い尊厳を守りながら、生活を支える役割を担っています。その過程で感じる、やりがいや人々との絆は、かけがえのないものになるでしょう。



第3章 計画の詳細



基本目標 III 県民の暮らしと安心を支える災害福祉支援体制を構築する

推進項目1

平時から備える地域の災害支援体制の確立

市町村社協を中心とした多様な関係者と取り組む災害ボランティアセンターの運営体制を構築するとともに誰一人取り残さない地域共生社会づくりを進めます。

数値目標

災害 VC 支援にかかる先遣隊の養成
(R12年度: 10名) → 推進項目 1-(1)

個別避難計画に基づく避難訓練の実施
(R12年度: 5地域) → 推進項目 1-(3)

児童分野におけるBCPモデルを県内4地域
(中部・西部・東部・北部)に1つずつ策定
(R12年度: 4モデル策定) → 推進項目 1-(4)

推進項目2

災害福祉支援ネットワークの機能強化と連携体制構築

防災・保健・医療と連携した災害時の福祉支援体制の推進強化を図り、要配慮者を地域で支える仕組みづくりを進めます。

数値目標

DWAT 登録員の中から、
リエゾンチームを5年間で60名養成
(R12年度: 60人) → 推進項目 2-(1)

在宅福祉支援活動チームの組成と
訓練への参画
(R12年度: 3回訓練参加) → 推進項目 2-(1)





基本目標 III

県民の暮らしと安心を支える災害福祉支援体制を構築する

推進項目① 平時から備える地域の災害支援体制の確立

重点取組(1) 市町村社協災害ボランティアセンターの基盤支援と連携強化

市町村社協における災害ボランティアセンター開設・運営体制を強化し、発災直後の支援から復旧・復興期まで切れ目のない被災者支援を展開できるよう、市町村社協を中心とした地域における福祉支援活動を支える仕組みづくりを進めます。

■現状と課題

- これまで、災害ボランティアセンター(以下、災害VC)運営の基礎知識の習得を目的とした研修を開催し、社協職員だけでなく、関係団体にも参加を呼びかけて実施してきました。
- 現在の研修内容は基礎的知識の習得にとどまっており、初動対応から被災者の見守り・相談支援事業への移行を見据えた、マネジメント力の強化が課題となっています。
- また、県内5つの地区において災害VCで活用する資機材の整備(以下、資機材プラットフォーム)や地域の連携体制は構築されているものの、社協以外の地域連携団体や企業、ボランティア団体の参加が少ない状況です。
- 災害時における情報共有や記録の電子化など、ICT・DX活用も十分に進んでおらず、災害対応力の一層の向上が求められています。

■5年後の到達目標

- ①5つの地区において先遣隊体制(各地区2名以上)が整備され、発災時に迅速な支援調整が行えるようになっている
- ②各地区資機材プラットフォームにおける訓練が定着し、継続的な実施を通じてブロック内の中核職員が計画的に育成されている

- ③市町村社協において、災害VCにDXを活用した情報共有・記録管理の仕組みが定着している



▲災害ボランティアセンター訓練の様子

■数値目標

内容	現状	目標
災害VC支援にかかる先遣隊の養成	体制なし (R6年度)	10名 (R12年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 5つの地区において先遣隊体制(各地区2名以上)が整備され、発災時に迅速な支援調整が行えるようになっている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●先遣隊構築に向けたマネジメント研修の実施 ●研修のワーキンググループの組成並びに内容検討の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●先遣隊構築に向けたマネジメント研修の実施 ●検討結果による試行研修並びに見直しの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●先遣隊構築に向けたマネジメント研修の実施 ●見直し結果による研修の実施 ●研修内容の体系化 	<ul style="list-style-type: none"> ●第1次先遣隊の充実及び第2次先遣隊構築に向けた研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●第1次先遣隊の実働性向上に向けた研修及び第2次先遣隊構築に向けた研修の実施
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●実働可能な先遣隊の体制構築に向けた研修を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ●実働可能な先遣隊の体制構築に向けた研修を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ●実働可能な先遣隊の体制構築 ●先遣隊を発足する 	<ul style="list-style-type: none"> ●実働可能な先遣隊の体制構築と安定的な先遣体制を構築する(先遣隊人数の増加) 	<ul style="list-style-type: none"> ●実働可能な先遣隊の体制構築と安定的な先遣体制が整備されている(先遣隊人数の増加(各地区2名以上))

到達目標② 各地区資機材プラットフォームにおける訓練が定着し、継続的な実施を通じてブロック内の中核職員が計画的に育成されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●社協BCPと整合性を図った災害VCの基礎訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●青年会議所を交えた災害VCの基礎訓練に取り組み、社協BCPと連動した災害VC訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●企業を交えた災害VCの基礎訓練に取り組み、社協BCPと連動した災害VC訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●日赤や防災士等を交えた災害VCの基礎訓練に取り組み、社協BCPと連動した災害VC訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●協定締結団体を交えた災害VCの基礎訓練に取り組み、協働型災害VC運営基盤の整備
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●平時から顔の見える繋がり構築と社協職員の災害VCへの理解力を増加する 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の連携団体等との顔の見える関係づくりを進めるとともに、災害時の社協活動への理解者を増やす 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の連携団体等との顔の見える関係づくりを進めるとともに、災害時の社協活動への理解者を増やす(前年比+1) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の連携団体等との顔の見える関係づくりを進めるとともに、災害時の社協活動への理解者を増やす(前年比+1) 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の連携団体等との顔の見える関係づくりを進めるとともに、災害時の社協活動への理解者を増やす(前年比+1)

到達目標③ 市町村社協において、災害VCにDXを活用した情報共有・記録管理の仕組みが定着している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●プラットフォームを活用した検討会議、訓練によるDX試行、検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●プラットフォームを活用した訓練の開催 ●検討結果によるモデル地区の実施、見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●プラットフォームを活用したDX訓練と検証 ●検証結果による見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●プラットフォームを活用したDX訓練と検証 ●検証結果による見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●プラットフォームを活用したDX訓練と検証 ●検証結果を踏まえたDXの導入
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●プラットフォームによるDX活用を検討する 	<ul style="list-style-type: none"> ●モデル地区によるDX活用の見直しをする 	<ul style="list-style-type: none"> ●プラットフォームによるDX運用を試行する 	<ul style="list-style-type: none"> ●プラットフォームによるDX運用を試行する 	<ul style="list-style-type: none"> ●プラットフォームによるDX運用を実用化させる



基本目標 III

県民の暮らしと安心を支える災害福祉支援体制を構築する

推進項目① 平時から備える地域の災害支援体制の確立

重点取組(2) 企業やNPO等とのネットワーク構築による災害ボランティア活動支援体制の強化

災害発生時における被災者支援を円滑に進めるため、企業やNPO等との平時からの連携体制を強化し、情報共有や役割分担を明確化します。
また、協定締結や共同訓練、意見交換等を通じて、県社協を中心とした、協働・共創による支援ネットワークの構築を推進します。

■現状と課題

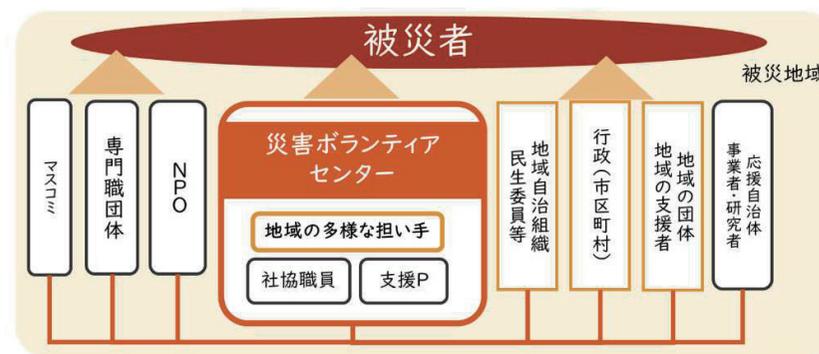
- 企業や団体との間で、災害発生時に備えた連携協定の締結を推進しています。
- 協定を締結した企業や団体とは、研修会や交流の機会を設け、平時からの関係づくりを進めていますが、地域や分野によって取組に差異があります。
- 被災者支援の現場では、企業・NPO・専門職団体等との連携が不可欠であり、ネットワークづくりと実動訓練を通じて、発災時の迅速な支援体制を確立する必要があります。
- 一方で、情報共有の仕組みや連絡体制が整っておらず、発災時に支援情報を集約・共有する仕組みの構築が課題となっています。

■5年後の到達目標

- ①企業、NPO、専門職団体等との連携協定や意見交換の場が定例化し、発災時には、平時のネットワークを基盤として、県社協を中心に関係団体が役割を分担し、円滑かつ一体的に生活再建支援を展開できる体制が整っている

被災者の生活再建のための「協働」

- ・様々な担い手がつながり、必要に応じて協働しながら、被災者の生活再建をサポートしていくことが期待される



©全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター2024



■5か年のスケジュール

到達目標① 企業、NPO、専門職団体等との連携協定や意見交換の場が定例化し、発災時には、平時のネットワークを基盤として、県社協を中心に関係団体が役割を分担し、円滑かつ一体的に生活再建支援を展開できる体制が整っている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●企業との意見交換の機会の設定と連携体制の構築	●NPO等との意見交換の機会の設定と連携体制の構築	●専門職団体との意見交換の機会の設定と連携体制の構築	●企業やNPO、専門職団体との災害時の具体的な連携に向けた研修プログラムの検討	●企業やNPO、専門職団体との災害時の具体的な連携に向けた訓練プログラムの検討
成果目標 (ゴール)	●企業との連携に向けた意見交換の場を設定し、顔の見える関係を構築する	●NPOとの連携・協働に向けた意見交換の場を設定し、顔の見える関係を構築する	●専門職団体との協働・連携に向けた意見交換の場を設定し、顔の見える関係を構築する	●専門職団体との協働・連携に向けた意見交換の場を活用するとともに、協働型の研修体制を整備する	●専門職団体との協働・連携に向けた意見交換の場を活用するとともに、協働型の訓練体制が構築されている





基本目標 III

県民の暮らしと安心を支える災害福祉支援体制を構築する

推進項目① 平時から備える地域の災害支援体制の確立

重点取組(3) 個別避難計画策定支援を通じた要配慮者支援の体制づくり

災害時において、すべての住民が安全に避難できる環境を整えるとともに、要配慮者が安心して避難生活を送ることができる地域づくりを目指し、行政や関係団体との連携・協働による支援体制の強化を進めます。

■現状と課題

- 本会では、避難行動要支援者見守り推進事業を通じて、市町村社協への助成を行い、地域における見守り体制の整備を支援しています。
- 市町村や福祉専門職を対象に研修会を開催し、個別訪問による実務支援や助言も行っています。
- 行政、保健所、社協、法人連絡会等と連携し、福祉避難所の受入れ体制を想定したモデル訓練を実施してきました。
- 今後は、個別避難計画の策定過程への社協の関与をさらに強化し、平時からの情報共有と支援体制づくりを推進するとともに、要配慮者の避難先となる福祉避難所の確保と運営体制の整備が求められています。

■5年後の到達目標

- ①市町村社協が行政や関係機関と協働し、個別避難計画の策定支援を通じて、要配慮者支援の地域体制が構築されている
- ②行政、保健所、社協、法人連絡会、企業等の連携により、福祉避難所の確保・運営体制が整備され、災害時に要配慮者が安全かつ安心して避難できる環境が整っている



▲福祉避難所開設・運営訓練より

■数値目標

内容	現状	目標
個別避難計画に基づく避難訓練の実施	取組なし (R6年度)	5地域 (R12年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 市町村社協が行政や関係機関と協働し、個別避難計画の策定支援を通じて、要配慮者支援の地域体制が構築されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●個別避難計画に基づくモデル避難訓練の実施	●個別避難計画に基づくモデル避難訓練の実施	●医療的ケア児・者を対象とした個別避難計画に基づくモデル避難訓練の実施	●医療的ケア児・者を対象とした個別避難計画に基づくモデル避難訓練の実施	●拠点法人と連携した個別避難計画に基づくモデル避難訓練の実施
成果目標 (ゴール)	●計画の対象となる当事者や家族の避難先や居場所等を整える(1地域)	●計画の対象となる当事者や家族の避難先や居場所等を整える(+1地域)	●計画の対象となる当事者や家族の避難先や居場所等を整える(+1地域)	●計画の対象となる当事者や家族の避難先や居場所等を整える(+1地域)	●計画の対象となる当事者や家族の避難先や居場所等を整える(+1地域)

到達目標② 行政、保健所、社協、法人連絡会、企業等の連携により、福祉避難所の確保・運営体制が整備され、災害時に要配慮者が安全かつ安心して避難できる環境が整っている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●地域持ち回りによる関係者との協働・共創による福祉避難所モデル訓練の実施	●地域持ち回りによる関係者との協働・共創による福祉避難所モデル訓練の実施	●地域持ち回りによる関係者との協働・共創による福祉避難所モデル訓練の実施	●地域持ち回りによる関係者との協働・共創による福祉避難所モデル訓練の実施	●地域持ち回りによる関係者との協働・共創による福祉避難所モデル訓練の実施
成果目標 (ゴール)	●行政や保健所、社協、法人連絡会等が連携した福祉避難所の確保・運営体制を整備する(1地域)	●行政や保健所、社協、法人連絡会等が連携した福祉避難所の確保・運営体制を整備する(+1地域)	●行政や保健所、社協、法人連絡会等が連携した福祉避難所の確保・運営体制を整備する(+1地域)	●行政や保健所、社協、法人連絡会等が連携した福祉避難所の確保・運営体制を整備する(+1地域)	●行政や保健所、社協、法人連絡会等が連携した福祉避難所の確保・運営体制を整備する(+1地域)



基本目標 III

県民の暮らしと安心を支える災害福祉支援体制を構築する

推進項目① 平時から備える地域の災害支援体制の確立

重点取組(4) BCP策定支援による社会福祉法人・福祉施設等の業務継続力の強化

災害及び感染症発生時においても社会福祉施設や社協が利用者の生命と生活を守り、必要な福祉サービスを継続的に提供できるよう、事業継続計画(BCP)の策定と実効性ある運用体制の構築を推進します。これにより、地域における福祉サービス提供体制の強靱化を図ります。

■現状と課題

- 福祉施設向けのモデルBCP策定や、市町村社協を対象としたBCP助成事業を実施し、災害時及び感染症発生時の対応の基盤を整備してきました。
- 介護や障害分野においては、福祉防災の専門的知見を有する「福祉防災アドバイザー」の養成を進めています。
- 児童分野では、BCP策定が努力義務とされており、特に能登半島地震の教訓からも、災害時における保育や医療的ケア児支援の継続体制の整備が急務となっています。
- 感染症対策としては、「群馬県地域医療介護連携感染症予防・対策事業」や「保健福祉事務所による感染症対応研修」など、既存の仕組みが十分に活用されていない状況があります。
- 一方で研修内容が一般的な知識に偏る講義等が多く、参加者の実践力向上に直結しづらい面も見受けられます。
- BCP策定後の訓練や見直しなど、BCPの実効性を高める継続的な取組が十分に定着していないことが課題となっています。

■5年後の到達目標

- ①福祉防災アドバイザーを軸に、福祉施設ごとの種別協議会で災害及び感染症対応のBCP策定・訓練・検証が確立し、実効性ある業務継続体制が構築されている
- ②児童分野をはじめ、地域ごとに先導的なBCPが策定され、各種別協議会での策定支援と横展開が進み、分野を超えた福祉サービス継続の仕組みが形成されている



▲BCP策定後のシミュレーション訓練の様子

■数値目標

内容	現状	目標
児童分野におけるBCPモデルを県内4地域(中部・西部・東部・北部)に1つずつ策定	未策定(R6年度)	4モデル策定(R12年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 福祉防災アドバイザーを軸に各種別協議会で災害及び感染症対応のBCP策定・訓練・検証サイクルが確立し、実効的な業務継続体制が構築されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●種別協議会からの推薦者を対象に福祉防災アドバイザーとして養成	●種別協議会からの推薦者を対象に福祉防災アドバイザーとして養成するとともに、具体的なシミュレーション訓練を実施	●養成した福祉防災アドバイザーを交え、種別協議会と連携したBCPシミュレーションを実施	●養成した福祉防災アドバイザーを交え、種別協議会と連携したBCPシミュレーションを実施	●種別協議会と連携し、養成した福祉防災アドバイザーを交えたBCPシミュレーションに取り組むとともに3か年の実践事例を整理
成果目標 (ゴール)	●種別協議会推薦の福祉防災アドバイザーを養成する(各種別5～10人)	●種別協議会推薦の福祉防災アドバイザーを養成する(各種別10～15人)とともにシミュレーション訓練を実施する	●種別協議会単位でのBCP訓練を実施する(1回目)	●種別協議会単位でのBCP訓練を実施する(2回目)	●種別協議会単位でのBCP訓練の実施(3回目)により訓練の定着化を図り、実践事例集を作成する

到達目標② 児童分野などで先導的なBCPが策定され、各種別協議会での策定支援と横展開が進み、分野を超えた福祉サービス継続の仕組みが形成されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●種別協議会と連携して、災害対応及び感染症対応のBCP普及・啓発を実施	●種別協議会と連携して、災害対応及び感染症対応のモデルとなるBCP策定の支援	●種別協議会と連携して、災害対応及び感染症対応のモデルとなるBCP策定の支援	●種別協議会と連携して、災害対応及び感染症対応のモデルとなるBCP策定の支援	●4地域ごとのモデルBCPを基に、策定後の検証・普及等を図ることで、種別協議会への災害対策等の体制を強化
成果目標 (ゴール)	●児童分野のBCP策定に向けた普及・啓発のための研修会を実施する	●児童分野のBCPモデルの策定を支援する(1地域)	●児童分野のBCPモデルの策定を支援する(+1地域)	●児童分野のBCPモデルの策定を支援する(+1地域)	●児童分野のBCPモデルの策定を支援する(+1地域) ●種別協議会でのモデル策定後の検証を踏まえ普及



基本目標 III

県民の暮らしと安心を支える災害福祉支援体制を構築する

推進項目② 災害福祉支援ネットワークの機能強化と連携体制構築

重点取組(1) 保健・医療との連携による災害福祉派遣チーム(DWAT)の体制強化

災害時において、保健・医療と福祉の連携に基づく包括的な支援体制を構築するため、災害福祉派遣チーム(DWAT)の組織的な強化と活動の実効性向上を図ります。平時から関係機関との連携を深め、発災時に迅速かつ切れ目ない支援が展開できる体制を整備します。

■現状と課題

- DWATと保健所が連携した研修や訓練を実施し、県内12の保健所圏域において協力的な体制を構築しています。
- また、災害時の保健医療福祉活動の中核を担う4つのDチーム(DMAT・DPAT・DHEAT・DWAT)による「保健医療福祉活動チーム連携会議」を開催し、情報共有と役割分担の整理を進めてきました。
- 一方で、災害法制における福祉の位置づけやガイドラインの改定により、在宅避難者や車中避難者への支援が求められていますが、実際の支援体制や連携手順が十分に確立されていないという課題があります。
- また、DWAT内での指揮・調整機能(リエゾン)を明確化し、現場での調整力を高める必要があります。



◀避難所支援活動における保健医療福祉活動チームの連携

■5年後の到達目標

- ① 保健所圏域ごとに、保健・医療・福祉の連携を推進するDWATのリエゾン機能が整備され、4つのDチームとの連携を通じて、地域レベルの保健医療福祉調整本部が機能している
- ② 在宅避難者・車中避難者を含む被災者に対して、保健医療福祉の各チームが連携した支援体制が構築され、必要な福祉的支援が継続的に提供できる仕組みが整っている

■数値目標

内容	現状	目標
DWAT登録員の中から、リエゾンチームを5年間で60名養成	0名 (R6年度)	60人 (R12年度)
在宅福祉支援活動チームの組成と訓練への参画	体制なし (R6年度)	3回訓練参加 (R12年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 保健所圏域ごとに、保健・医療・福祉の連携を推進するDWATのリエゾン機能が整備され、4つのDチームとの連携を通じて、地域レベルの保健医療福祉調整本部が機能している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●専門研修を実施し、DWATのリエゾンチームを組成し、DHEATとの連携訓練を実施	●専門研修を実施し、DWATのリエゾンチームを養成し、DHEATとの連携訓練を継続実施	●専門研修を実施し、DWATのリエゾンチームを養成し、継続したDHEATとの連携体制を構築	●専門研修を実施し、DWATのリエゾンチームを養成し、4D等連携訓練に参加し、連携体制を整備	●専門研修を実施し、DWATのリエゾンチームを養成し、4D等連携訓練により、連携体制を構築
成果目標 (ゴール)	●DWATのリエゾンチームの組成(3名×4圏域=12名)するとともに、調整本部訓練でDHEATとの関係性を構築する	●DWATのリエゾンチームの新規メンバーの養成(3名×4圏域=12名・累計24名)とDHEATとの連携体制を整備する	●DWATのリエゾンチームの新規メンバーの養成(3名×4圏域=12名・累計36名)とDHEATとの調整本部における役割分担を明確化する	●DWATのリエゾンチームの新規メンバーの養成(3名×4圏域=12名・累計48名)と4D等活動チームとの連携体制を整備する	●DWATのリエゾンチームの新規メンバーの養成(3名×4圏域=12名・累計60名)と4D等活動チームとの具体的な連携体制を構築する

到達目標② 在宅避難者・車中避難者を含む被災者に対して、保健医療福祉の各チームが連携した支援体制が構築され、必要な福祉的支援が継続的に提供できる仕組みが整っている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●災害福祉支援NWの専門職支援部会による検討会を実施	●災害福祉支援NWの専門職支援部会による検討会により、支援活動内容等の具体化	●調整本部訓練に在宅福祉支援チームとして関わり、顔の見える関係の構築	●調整本部訓練に在宅福祉支援チームとして参加し、在宅訪問の連携体制を整備	●調整本部訓練に在宅福祉支援チームとして参加し、在宅訪問の連携体制を構築
成果目標 (ゴール)	●災害福祉支援NWとして、在宅福祉支援活動の検討会により支援活動体制を整備する	●災害福祉支援NWとして、在宅福祉支援活動の検討会を開催し、支援活動内容や役割等を具体化させる	●調整本部訓練に在宅福祉支援活動チームとして参画する(1回目)	●調整本部訓練に在宅福祉支援活動チームとして参画する(2回目)	●調整本部訓練に在宅福祉支援活動チームとして参画し(3回目)、他の保健医療福祉活動チームとの連携体制を構築する



基本目標 III

県民の暮らしと安心を支える災害福祉支援体制を構築する

推進項目② 災害福祉支援ネットワークの機能強化と連携体制構築

重点取組(2) 施設間相互連携・広域連携による災害対応力の向上

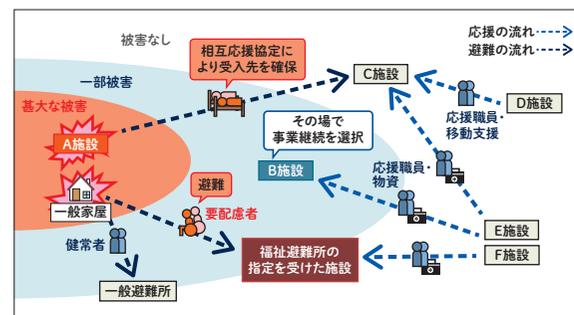
災害時における施設・事業所の相互支援体制を強化し、物資・人員・情報の共有を通じて、迅速かつ継続的に福祉サービスを提供できる仕組みを構築します。平時からの訓練や連携強化を通じて、地域全体の災害対応力の向上を図ります。

■現状と課題

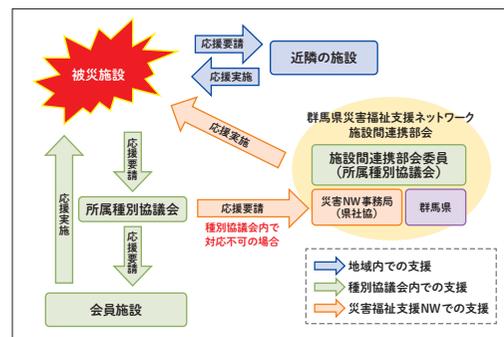
- 災害により福祉施設や事業所が被災した場合、施設間で物資提供や職員派遣、利用者受入などを行う相互支援体制の整備を進めています。
- 県域の種別協議会で構成される「相互応援に関する協定」に基づき、毎年度、災害を想定した情報伝達訓練を実施しています。
- 訓練内容は各自治体の地域防災計画等に準拠していますが、情報伝達ツールが団体ごとに異なり、連携の円滑性に課題があります。
- 各市町村で設置が進められている社会福祉法人等の連絡組織との連携強化も、これからの課題となっています。
- 今後は、相互応援体制を平時から検証・改善するPDCAサイクルを確立し、広域的な災害対応力を高めていくことが求められています。

■5年後の到達目標

- ① 相互応援に関する協定に基づき、県域・広域・市町村域での施設間連携体制が整備され、災害時に迅速かつ確かな支援が可能となる支援体制の基盤が形成されている
- ② 合同訓練が継続的に実施され、連絡ツールの活用や法人連絡会との連携により、情報共有と応援調整が円滑に行える体制が定着している



▲施設間相互応援のイメージ



▲施設間相互応援の考え方



■5か年のスケジュール

到達目標① 相互応援に関する協定に基づき、県域・広域・市町村域での施設間連携体制が整備され、災害時に迅速かつ確かな支援が可能となる支援体制の基盤が形成されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●各種別協および市町村等における相互応援に関する状況と課題把握	●「相互応援に関する協定」の内容や運用手順についての整理、現行の課題や改善点の洗い出し	●協定の改善点（枠組み・運用手順等）に関する協議の場の設置、関係者との協定改定に関する検討	●広域・市町村域での連携事例を横展開と、施設間連携の考え方の共有・検討	●県域・広域・市町村域の施設間連携に関する協議の場の設置、体制の構築の推進
成果目標 (ゴール)	●施設間の相互応援体制に関する実態が把握・整理されている。県全体の支援体制の現状が把握できる	●現行の協定内容と手順の共通課題・改善点が明確化される	●県域の種別協議会をはじめ、関係機関との協議を通じて、協定の実効性が高まる	●広域・市町村域での施設間連携の状況が、広く共有化されている	●市町村域から県域まで、連携して、施設間連携の仕組みの基盤が形成される

到達目標② 合同訓練が継続的に実施され、連絡ツールの活用や法人連絡会との連携により、情報共有と応援調整が円滑に行える体制が定着している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●各種別協において使用する個々の施設との連絡ツールに関する状況・課題の把握	●個々の施設との連絡ツールに関するあり方の検討	●種別協と法人連絡会との連携に関する検討の実施	●複数市町村や広域での合同訓練実施についての検討	●訓練で得られた長期的な成果・課題・改善案のまとめ、関係施設間との共有
成果目標 (ゴール)	●各種別協の訓練実施の状況が「見える化」され、共通の課題や論点が共有される	●各種別協の訓練実施効率が改善するだけでなく、種別協を越えた応援要請調整が円滑化される	●多層的な連携が確立され、対応が迅速化される ●情報伝達と対応の一連の流れの標準化が期待される	●単独の市町村を超えた応援体制の構築に向けた動きが開始される	●災害時の役割分担がより明確になり、想定外の事態にも対応できる ●成果・課題を共有でき、相互理解と信頼感が強化される

コラム

被災者を支える4つの「D」チーム ～多様な専門チームがつくる安心の輪～

■被災者を支援する「D」チームをご存じですか？

- 大規模災害が起きたとき、被災者の命と健康を守り、心と生活を支えるために欠かせないのが4つの「D」がつく専門チームです。
- それぞれ異なる役割を持ちながら、連携して被災者を包括的に支援しています。

■「D」チームの紹介

1. DMAT: ディーマット

Disaster Medical Assistance Team

【災害派遣医療チーム】

救命救急を担当する医療のエキスパート。被災直後の現場で迅速に医療支援を行い、命を救うための初期対応を行います。

2. DPAT: ディーパット

Disaster Psychiatric Assistance Team

【災害派遣精神医療チーム】

自然災害や航空機・列車事故、犯罪事件などの集団災害の後、被災地域に入り精神科医療および精神保健活動の支援を行います。

3. DHEAT: ディーヒート

Disaster Health Emergency Assistance Team

【災害時健康危機管理支援チーム】

被災自治体の保健・医療・福祉行政の指揮・調整機能を支援するチーム。被災した自治体を支えます。

4. DWAT: ディーワット

Disaster Welfare Assistance Team

【災害派遣福祉チーム】

高齢者や障害者、子どもなど、配慮を必要とする人々の福祉的支援を担当。避難所の運営支援や生活面でのサポートを行います。

■連携による効果

- これら4つの「D」チームがそれぞれの専門性を活かしながら連携することで、被災者の「命」「心」「健康」「生活」を一体的に支援することが可能になり、支援の隙間を解消することができます。
- 被災者一人ひとりに寄り添った生活再建を効果的に行うため、4つの「D」チームの連携を推進していきます。

第3章

計画の詳細



基本目標Ⅳ 人材育成と組織力の向上により信頼と期待に応える県社協組織をつくる

推進項目1

挑戦と成長による働きがいのある組織づくり

人材育成体系及び人事評価制度を確立し、職員の資質向上を図るとともに、多様で柔軟な働き方の実現を通じて、挑戦・成長できる職場環境を整備します。

数値目標

専門資格取得者・自己啓発制度利用者数

(R12年度：延べ36名) → 推進項目 1-(1)

ストレスチェックにおける職場環境指数
総合評価

(R12年度：A評価) → 推進項目 1-(2)

推進項目2

持続可能な組織運営と経営基盤の拡充

組織ガバナンスの強化やDX化の推進による業務改善、戦略的な広報・情報発信により、地域福祉課題に柔軟・継続的に対応できる組織基盤を確立します。

数値目標

特別賛助会員数

(R12年度：60企業) → 推進項目 2-(1)

広報媒体(各SNS)のフォロワー数の増加

(R12年度：3,500件) → 推進項目 2-(4)



人材育成と組織力の向上により 信頼と期待に応える県社協組織をつくる



推進項目① 挑戦と成長による働きがいのある組織づくり

重点取組(1) 自律・責任・成果を重視した人材育成と納得感の高い人事評価制度の構築

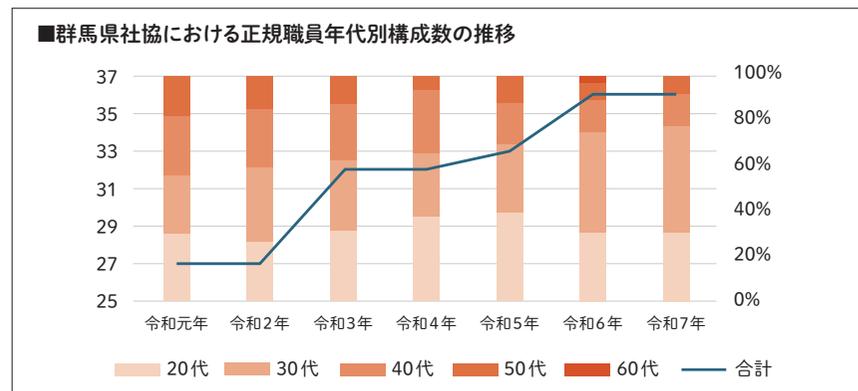
総合的な人材育成体系を確立し職員一人ひとりの成長と主体性を支援するとともに、
公平・公正で透明性の高い評価制度を構築・運用し、県民や関係機関・団体から信頼され、期待に応えられる人材を育成します。

■現状と課題

- 地域福祉課題が複雑化・多様化し、社協に求められる役割が拡大するなか、職員の専門性と実践力の向上がこれまで以上に重要となっています。
- 新規事業の受託や機能強化により、令和元年度に27人だった正規職員は令和7年度には36名まで増加。20～30代が約75%を占めており、組織の推進力として中心的な役割を担っています。
- 若手職員をはじめ、すべての職員が主体的に学び、前向きに挑戦し、その成果に責任を持つ組織風土の醸成が求められています。
- 成果や成長が正当に評価され、納得感のある形で処遇やキャリア形成に公正に反映される人事評価制度の構築と運用が急務となっています。
- また、評価の結果を「対話」と「振り返り」につなげ、職員が自身の成長を実感できる仕組みづくりが必要です。

■5年後の到達目標

- ①体系的な人材育成体制が整備され、全職員が主体的に学び、挑戦し、成果に責任を持つ組織風土が定着している
- ②職員が参画して見直した人事評価制度が公正・透明に運用され、納得感の高い仕組みとして機能している



■数値目標

内容	現状	目標
専門資格取得者・自己啓発制度利用者数	2名 (R6年度)	延べ36名 (R12年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 体系的な人材育成体制が整備され、全職員が主体的に学び、挑戦し、成果に責任を持つ組織風土が定着している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●研修体系に基づく研修の実施 ●専門資格取得および自己啓発助成制度利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修体系に基づく研修の実施と体系・キャリアパスの見直し ●専門資格取得および自己啓発助成制度利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●スキルマップの作成 ●専門資格取得および自己啓発助成制度利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●スキルマップに基づく資格助成制度の見直し ●専門資格取得および自己啓発助成制度利用の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修の評価および受講状況の分析による見直し ●専門資格取得および自己啓発助成制度利用の促進
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●キャリアパスを意識した人材育成課題の可視化・共有と意識が醸成されている ●自発的に専門資格の取得や自己啓発に取り組む職員が増加している 	<ul style="list-style-type: none"> ●人材育成指針と制度設計への職員の理解・共感が得られている ●自発的に専門資格の取得や自己啓発に取り組む職員が増加している 	<ul style="list-style-type: none"> ●階層ごとのスキル・知識が段階的に向上している ●業務ごとの適切なスキル・資格が取得されている ●自発的に専門資格の取得や自己啓発に取り組む職員が増加している 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の学習意欲および資格取得率が向上している ●自発的に専門資格の取得や自己啓発に取り組む職員が増加している 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員がキャリアの見通しを持ち、自律的に成長している ●自発的に専門資格の取得や自己啓発に取り組む職員が増加している

到達目標② 職員が参画して見直した人事評価制度が公正・透明に運用され、納得感の高い仕組みとして機能している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●現行の人事評価制度についての職員ヒアリング ●評価見直しWGの実施および新評価制度の案作成 	<ul style="list-style-type: none"> ●新評価制度の説明会・意見交換会の開催および職員フィードバック収集と反映 ●評価者/被評価者への研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●評価制度の運用と見直し ●評価者/被評価者への研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●評価制度の運用と見直し ●評価者/被評価者への研修実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●評価制度の人事施策への活用
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●現行の人事評価制度の課題の共有・職員の参画意識が向上している (アンケート回答率95%以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ●新評価制度に対する職員の理解と共感性が向上している (アンケート調査で80%以上が肯定的) 	<ul style="list-style-type: none"> ●評価に対する納得感・成長の実感・キャリア意識が向上している (アンケート調査で90%以上が肯定的) 	<ul style="list-style-type: none"> ●評価に対する納得感・成長の実感・キャリア意識が向上している (アンケート調査で95%以上が肯定的) 	<ul style="list-style-type: none"> ●評価制度が育成・配置・昇任に活用され、組織マネジメントの質が向上している

人材育成と組織力の向上により 信頼と期待に応える県社協組織をつくる



推進項目① 挑戦と成長による働きがいのある組織づくり

重点取組(2) 多様な意見が尊重され風通しがよく働きやすい職場環境の整備

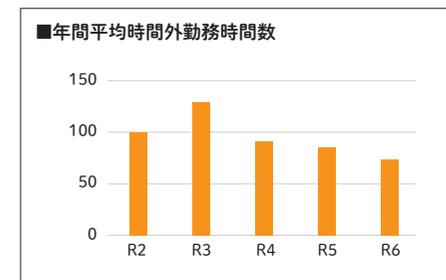
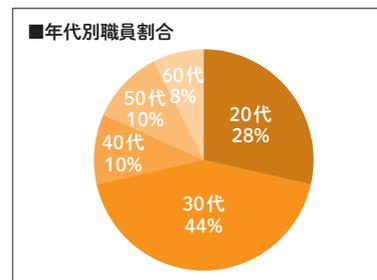
多様な価値観や柔軟な働き方を尊重し、年齢や職位を問わず意見や挑戦が認められる環境のもと、相互の信頼関係を基盤として、誰もが安心して力を発揮できる働きがいのある職場づくりを進めます。

■現状と課題

- 本会では、20代から60代まで幅広い年代の職員が在籍し、特に正規職員では20～30代の若手職員が7割以上を占め、組織の将来を担う重要な役割を担っています。
- 産休・育休を取得する職員や、子育てをしながら働く職員が増加しており、仕事と子育てや介護の両立を支援するワーク・ライフ・バランスの推進が、これまで以上に求められています。
- テレワークや時差出勤などの導入により、働く場所や時間の柔軟性は大幅に向上し、過去5年間で職員一人あたりの平均時間外勤務は減少傾向にあります。
- 一方で、業務の属人化や情報共有の不足、世代間・部署間の意識差など、組織内部のコミュニケーション課題も顕在化しており、協働と共創を生む「対話の文化」を定着させていく必要があります。
- また、限られた人員の中で生産性と質を両立するため、業務の標準化・デジタル化を進めるとともに、職員が安心して意見を出し合い、互いに認め合える職場づくりが不可欠となっています。
- 多様で柔軟な職場環境を構築するとともに、職員間のコミュニケーションの活性化や生産性の向上を図るため、フリーアドレス制度の効果的な運用及び改善が求められています。

■5年後の到達目標

- ①多様な価値観や柔軟な働き方が尊重され、風通しが良く働きがいのある職場環境が整備されている
- ②人材育成支援制度が充実し、互いに学び合い支え合う「働きやすく成果を上げる」組織文化が醸成されている



■数値目標

内容	現状	目標
ストレスチェックにおける職場環境指数総合評価 (※(株)ドクタートラストの独自指標)	B評価 (R6年度)	A評価 (R12年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 多様な価値観や柔軟な働き方が尊重され、風通しが良く働きがいのある職場環境が整備されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●働きやすい職場環境整備に向けた職員満足度アンケート(ES調査)の導入準備 ●職場環境や働き方に関する各種認証制度の情報を収集し、認証取得に向けた行動計画を策定 ●フリーアドレス運用に係る職員アンケートの実施及び運用に係る課題整理 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員満足度アンケート(ES調査)の実施 ●認証取得に向けた行動計画を職員へ周知するとともに計画に基づく取組を実施 ●フリーアドレス運用の課題解決に向けた取組の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員満足度アンケート(ES調査)の実施 ●前年度のES調査結果に基づく改善項目の洗い出し及びアクションプランの検討 ●認証取得に向けた計画に基づき取組を実施するとともに前年度の取組の振り返りを実施 ●フリーアドレス課題解決に向けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員満足度アンケート(ES調査)及び改善項目に対するアクションの実施 ●認証取得に向けた計画の効果の測定と認証取得手続きの実施 ●フリーアドレス課題解決に向けた取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員満足度アンケート(ES調査)及び改善項目に対するアクションの実施 ●国の認証制度の取得(くるみん等) ●フリーアドレス課題解決に向けた取組の実施及びフリーアドレス運用に係る職員アンケートの実施
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●ES調査に係る外部サービス(システム)が選定できている ●くるみん等の認証制度取得に向けた計画が策定できている 	<ul style="list-style-type: none"> ●ES調査の回答率が70%以上になっている ●フリーアドレス運用の課題解決に向けた取組計画が策定できている 	<ul style="list-style-type: none"> ●ES調査の回答率が80%以上になっている ●ES調査に基づく改善項目に対するアクションプランが策定できている ●フリーアドレス課題解決に向けた取組が実施できている(50%) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ES調査の回答率が90%以上になっている ●調査結果のスコアが前年度より改善している ●フリーアドレス課題解決に向けた取組が実施できている(75%) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ES調査の回答率が100%になっている ●調査結果のスコアが前年度より改善し、職員の満足度が向上している ●フリーアドレス運用に係る職員アンケートの数値がR8より改善している

到達目標② 人材育成支援制度が充実し、互いに学び合い支え合う「働きやすく成果を上げる」組織文化が醸成されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●1on1面談やメンター制度など人材育成支援制度における現状と課題の整理 ●課題に対するアクションプランの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクションプランに基づく人材育成支援制度の実施(1on1面談やメンター制度等) ●1on1やメンター制度、OJT等に関する研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクションプランに基づく人材育成支援制度の実施及び改善 ●1on1やメンター制度、OJT等に関する研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクションプランに基づく人材育成支援制度の実施及び改善 ●1on1やメンター制度、OJT等に関する研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●アクションプランに基づく人材育成支援制度の実施及び改善 ●1on1やメンター制度、OJT等に関する研修会の開催
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●人材育成支援制度における課題に対するアクションプランが策定できている 	<ul style="list-style-type: none"> ●ストレスチェックの「職場の対人関係」、「上司からのサポート」、「同僚からのサポート」の偏差値が全国平均より高いもしくは高水準を継続できている 	<ul style="list-style-type: none"> ●ストレスチェックの「職場の対人関係」、「上司からのサポート」、「同僚からのサポート」の偏差値が全国平均より高いもしくは高水準を継続できている 	<ul style="list-style-type: none"> ●ストレスチェックの「職場の対人関係」、「上司からのサポート」、「同僚からのサポート」の偏差値が全国平均より高いもしくは高水準を継続できている 	<ul style="list-style-type: none"> ●ストレスチェックにおける職場環境指数総合評価がA評価になっている

人材育成と組織力の向上により 信頼と期待に応える県社協組織をつくる



推進項目② 持続可能な組織運営と経営基盤の拡充

重点取組(1) 財源基盤の安定化と関係団体との連携による組織基盤の強化

地域や関係機関、企業、県民からの共感と信頼を基に、多様で持続可能な財源を確保し、
変化する地域課題に柔軟かつ継続的に対応できる組織基盤を確立します。

■現状と課題

- 本会を構成する会員(市町村社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人、関係団体、企業等)は、地域福祉推進の基盤であり、本会の組織運営や事業展開に欠かせない重要な存在です。
- 近年、会員組織の高齢化や事業所閉鎖等により一般会員が減少傾向にある一方で、企業等の協力により賛助会員は増加傾向にあります。これは、社会貢献意識の高まりや地域連携への関心の表れでもあります。
- しかし、会員としての「参画意識」や「つながる価値」が十分に伝わっておらず、加入や継続の動機付けや双方向の関係づくりが課題となっています。
- 本会の収入構成の約75%を補助金・委託金が占めており、財源構造は行政依存的になっています。多様化・複雑化する地域福祉ニーズに機動的に対応していくためには、柔軟に活用できる自主財源(裁量財源)の確保が不可欠となっています。
- また、共感を基盤とした寄附や遺贈の受け皿づくり、公益信託やクラウドファンディング等の活用、企業や団体との協働事業など、資金面での「共創」の仕組み作りが求められています。
- あわせて、県共同募金会との連携を強化し、共同募金運動等を通じた住民主体の地域福祉実践の推進と、福祉分野の財源確保に向けた県域における寄附文化の醸成を図る必要があります。

■5年後の到達目標

- ①職員一人ひとりが県社協の活動を多様な個人・企業・団体に発信し、活動への共感が広がることで、特別賛助会員が着実に拡大している
- ②福祉分野の財源確保に向け、共同募金会等との連携による寄附文化の醸成を図るとともに、多様な民間財源等の受入体制を整備・強化し、積極的な情報発信と信頼性向上を通じて、持続可能な組織基盤が確立している



■数値目標

内容	現状	目標
特別賛助会員数	14件(R6年度)	60件(R12年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 職員一人ひとりが県社協の活動を多様な個人・企業・団体に発信し、活動への共感が広がることで、特別賛助会員が着実に拡大している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●賛助会員の拡大に向け、課題整理や案内方法等の検討会の開催	●SNSやHP等を活用し本会活動の情報発信及び会員募集の実施	●SNSやHP等を活用し本会活動の情報発信及び会員募集の実施	●SNSやHP等を活用し本会活動の情報発信及び会員募集の実施	●SNSやHP等を活用し本会活動の情報発信及び会員募集の実施
成果目標 (ゴール)	●本会の活動に対する理解・共感が広がっている (特別賛助会員数：20企業)	●本会の活動に対する理解・共感が広がっている (特別賛助会員数：30企業)	●本会の活動に対する理解・共感が広がっている (特別賛助会員数：40企業)	●本会の活動に対する理解・共感が広がっている (特別賛助会員数：50企業)	●本会の活動に対する理解・共感が広がっている (特別賛助会員数：60企業)

到達目標② 福祉分野の財源確保に向け、共同募金運動等の推進による寄附文化の醸成を図るとともに、多様な民間財源等の受入体制を整備・強化し、積極的な情報発信と信頼性向上を通じて、持続可能な組織基盤が確立している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●寄附の受入に関する課題整理及び体制整備	●SNSやHP等を活用し、寄附募集や活用事例の周知	●新たな財源確保に向けた、クラウドファンディングや公益信託等の情報収集・課題整理	●クラウドファンディングや公益信託等の実施・受入に向けた体制整備	●新たな財源を活用し事業を展開
成果目標 (ゴール)	●寄附等を通じ財源の多様化が実現している (物品含む寄附件数：年10件)	●寄附等を通じ財源の多様化が実現している (物品含む寄附件数：年15件)	●寄附等を通じ財源の多様化が実現している (物品含む寄附件数：年20件)	●寄附等を通じ財源の多様化が実現している (物品含む寄附件数：年25件)	●寄附等を通じ財源の多様化が実現している (物品含む寄附件数：年30件)



基本目標Ⅳ

人材育成と組織力の向上により 信頼と期待に応える県社協組織をつくる

推進項目② 持続可能な組織運営と経営基盤の拡充

重点取組(2) コンプライアンスの徹底による組織ガバナンスの強化

住民や関係機関からの信頼を確かなものとするため、法令遵守と高い倫理観を基盤としたコンプライアンス体制を確立し、説明責任と透明性を備えた健全で自律的な組織運営を推進します。あわせて、情報セキュリティの強化を図り、内部統制機能やリスクマネジメントを包括的に強化することで、組織全体で信頼を守り抜くガバナンスを構築します。

■現状と課題

- 社協は、住民や関係機関等との信頼と協働を基盤に、地域共生社会の実現を目指す公共的な民間組織です。その信頼を維持・向上する上で、コンプライアンスの徹底は不可欠です。
- 一方、全国的には不適正事案や情報管理の不備など、社協に対する社会的信頼を損なう事例も発生しており、組織としての内部牽制機能と透明性の強化が求められています。
- 本会でも、過去に個人情報漏洩事案を経験しており、情報セキュリティの徹底と職員一人ひとりのリスク感度の向上が重要な課題となっています。
- 現在、外部監査の実施や、経理研修・個人情報保護に関する研修の実施など、体制整備と職員の意識向上に努めてきましたが、研修やマニュアルの遵守にとどまらず、「自ら考え、行動するコンプライアンス文化」の定着が求められています。
- また、令和6年11月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」など、新たな法令・社会的要請への迅速な対応に加え、サイバー攻撃や情報漏洩リスクに対する適切な対策も不可欠となっています。

■5年後の到達目標

- ①職員一人ひとりのコンプライアンス意識と実践力が定着し、組織全体で自律的な法令遵守体制が確立している
- ②情報セキュリティと内部統制を両立させた、安全で持続可能なデジタル運用体制が確立されている

【参考】情報セキュリティ「組織」向け10大脅威

順位	内容	順位	内容
1	ランサム攻撃による被害	6	リモートワーク等の環境や仕組みを狙った攻撃
2	サプライチェーンや委託先を狙った攻撃	7	地政学的リスクに起因するサイバー攻撃
3	システムの脆弱性を突いた攻撃	8	分散型サービス妨害攻撃(DDoS攻撃)
4	内部不正による情報漏えい等	9	ビジネスメール詐欺
5	機密情報等を狙った標的型攻撃	10	不注意による情報漏えい等

【出典】独立行政法人情報処理推進機構



■5か年のスケジュール

到達目標① 職員一人ひとりのコンプライアンス意識と実践力が定着し、組織全体で自律的な法令遵守体制が確立している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●コンプライアンス行動規範・マニュアルの整備 ●外部監査の実施と指摘事項の早期改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員対象のコンプライアンス研修の実施 ●外部監査の実施と指摘事項の早期改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●コンプライアンス行動規範・マニュアルの見直し ●外部監査の実施と指摘事項の早期改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員対象のコンプライアンス研修の見直しおよび実施 ●定期的なリスク評価・点検の仕組みの構築 ●外部監査の実施と指摘事項の早期改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●コンプライアンス行動規範・マニュアルの見直し ●部署ごとに主体的にリスク評価の実施 ●外部監査の実施と指摘事項の早期改善
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の法令遵守・倫理の基本を理解し、意識が向上している ●外部監査の実施と指摘事項の早期改善により、内部統制の信頼性が向上している 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修と制度の整備により、職員のコンプライアンス意識と行動が高まっている ●外部監査の実施と指摘事項の早期改善により、内部統制の信頼性が向上している 	<ul style="list-style-type: none"> ●不適切事案の対応方法が明確になり、迅速かつ的確な対応が可能になっている ●外部監査の実施と指摘事項の早期改善により、内部統制の信頼性が向上している 	<ul style="list-style-type: none"> ●研修と制度の整備により、職員のコンプライアンス意識と行動が高まり、予防的なリスクマネジメントが可能になっている ●外部監査の実施と指摘事項の早期改善により、内部統制の信頼性が向上している 	<ul style="list-style-type: none"> ●コンプライアンスを支える仕組みと職員の意識が確立している ●外部監査の実施と指摘事項の早期改善により、内部統制の信頼性が向上している ●リスクマネジメントが組織全体に浸透し、不適正事案の発生が防止できている

到達目標② 情報セキュリティと内部統制を両立させた、安全で持続可能なデジタル運用体制が確立されている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●情報セキュリティと内部統制の現状点検及び課題整理 ●インシデント対応手順・連絡体制の整備 ●情報セキュリティに関する研修の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●内部統制に沿った適切な文書管理・専決区分等の承認フローの見直し ●情報セキュリティに関する研修の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●文書管理ルールの徹底 ●情報セキュリティに関する研修の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●インシデント分析に基づく改善項目の整理 ●情報セキュリティに関する研修の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●改善項目に対する対応強化 ●情報セキュリティに関する研修の開催
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●情報セキュリティに関する課題が明確になっている ●職員のセキュリティ意識が向上している(研修受講率100%) 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員のセキュリティ意識が向上している(研修受講率100%) ●情報セキュリティインシデント事案件数が5件以下になっている 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員のセキュリティ意識が向上している(研修受講率100%) ●情報セキュリティインシデント事案件数が3件以下になっている 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員のセキュリティ意識が向上している(研修受講率100%) ●情報セキュリティインシデント事案件数が1件以下になっている 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員のセキュリティ意識が向上している(研修受講率100%) ●情報セキュリティインシデント事案が発生していない

基本目標Ⅳ

人材育成と組織力の向上により 信頼と期待に応える県社協組織をつくる



推進項目② 持続可能な組織運営と経営基盤の拡充

重点取組(3) ICT・デジタル技術の活用による業務効率化の推進

ICT・デジタル技術の活用を通じて、業務プロセスの改善やコスト削減、生産性の向上を図り、多様化・複雑化する地域福祉課題に対し柔軟かつ持続的に対応できる組織基盤の構築を進めます。

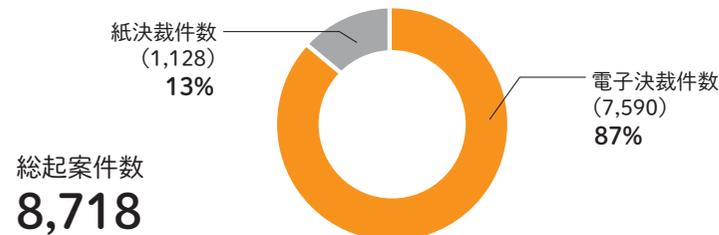
■現状と課題

- ノート型PCやタブレット端末、無線LAN等の整備が進み、場所を選ばずに業務を行える環境が整いつつあります。
- 押印の廃止や電子決裁の導入、各種申請事務のオンライン化などによりペーパーレスとデジタル化による業務プロセスの改善の仕組みを構築してきました。
- 電子決裁の導入により、起案件数の8割以上を電子化することができましたが、会計伝票は依然として紙ベースによる処理が行われています。
- 生成AIの普及に伴い、業務効率化や事務負担の軽減、生産性の向上が期待される一方、誤情報の発生や情報漏洩といったリスクも懸念されます。
- 今後、生成AIを含む新たなデジタルツールの導入・活用に向け、情報セキュリティの確保を前提とした運用ルールを策定することが求められます。

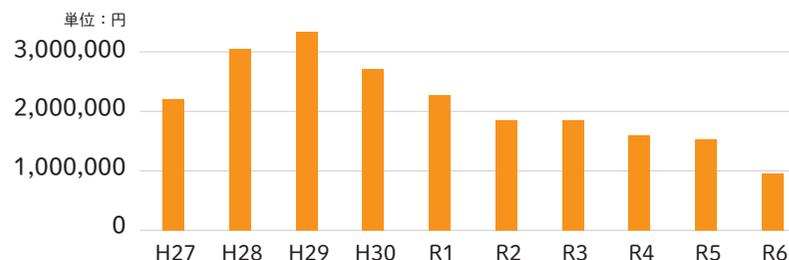
■5年後の到達目標

- ①会計処理をはじめとする紙媒体の事務デジタル化により、業務の効率化とペーパーレス化が実現している
- ②コミュニケーションツールや生成AIサービス等の新技術導入により、職員の負担軽減と業務の質的向上が図られている

■令和6年度 電子決裁化率



■コピーカウンター料金の推移





■5か年のスケジュール

到達目標① 会計処理をはじめとする紙媒体の事務デジタル化により、業務の効率化とペーパーレス化が実現している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●会計処理の電子決裁化に向けた検討委員会を開催し、他県等の導入事例を調査 	<ul style="list-style-type: none"> ●会計システムの電子決裁の運用開始 ●電子決裁化した会計システムの運用ルールの検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●紙媒体やシステム化可能な事務処理の洗い出し及びデジタル化に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●前年度の検討結果に基づくシステム等の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村社協等への事務デジタル化に向けた勉強会（情報提供）を実施
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●システム導入の方法や導入事例が把握できている ●システム導入に向けて方向性定まっている 	<ul style="list-style-type: none"> ●会計処理の電子決裁化が完了している ●電子決裁化した会計システムの運用ルールが策定できている 	<ul style="list-style-type: none"> ●会計処理以外にデジタル化できる業務が選定できている 	<ul style="list-style-type: none"> ●新たなシステムの導入により、既存の紙媒体による事務がデジタル化し、業務効率化が図られている 	<ul style="list-style-type: none"> ●本会の実施する業務改善に関するDX化の取組が、内外に広く共有されている

到達目標② コミュニケーションツールや生成AIサービス等の新技術導入により、職員の負担軽減と業務の質的向上が図られている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニケーションツールや生成AIサービスの導入事例を調査 ●コミュニケーションツールの選定及び導入 ●生成AI活用に向けた検討委員会を設置し指針を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニケーションツールの運用 ●生成AI活用指針に基づき運用 	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニケーションツールや生成AI活用に係る運用上の課題整理 	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニケーションツールや生成AI活用に係る運用上の課題に対する改善措置 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村社協等へのデジタル化に向けた勉強会（情報提供）を実施
成果目標 (ゴール)	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニケーションツールが導入できている ●生成AI活用に向けた指針が策定できている 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の約5割が生成AI等を活用し業務改善を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の約7割が生成AI等を活用し業務改善を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員の約9割が生成AI等を活用し業務改善を行っている 	<ul style="list-style-type: none"> ●全職員が生成AI等を活用し業務改善を行っている



生成AIとは？

インターネット上の膨大なデータや情報を学習しており、テキストや画像、動画などの多様な形式のコンテンツを生成できる人工知能のこと。業務効率化や新しいビジネスの創出など様々な場面で使われる。

人材育成と組織力の向上により 信頼と期待に応える県社協組織をつくる



推進項目② 持続可能な組織運営と経営基盤の拡充

重点取組(4) 戦略的な広報による情報発信強化とソーシャルアクションの推進

本会の理念や取組を戦略的かつ効果的に発信し、県民や関係団体からの理解と共感を広げることで、社会的な信頼と存在価値を高めます。
また、各部会や種別協議会、関係団体と連携し、社会福祉課題の解決に向けたソーシャルアクションを推進していきます。

■現状と課題

- 多様な主体が福祉分野に参入する中で、社協の果たすべき役割と存在意義がこれまで以上に問われており、県民への認知度向上と活動の見える化が重要な課題となっています。
- 県内各地の地域福祉活動や実践事例を広く周知し、県民が福祉活動を自分ごととして捉え、参加しやすい機運を醸成していく必要があります。特に、「誰が」「誰を」「どのように」支援しているのか、具体的な事例や住民の声、地域の実態を可視化することが求められています。
- SNSや動画などの広報媒体の導入により、多様な層への情報発信が可能となった一方で、ホームページや機関誌など既存の媒体との役割分担や使い分けが課題となっています。
- 福祉課題については、関係団体と連携し、国や県への政策提言や要望活動を実施していますが、事業実施に必要な財源確保を含め、より効果的に成果を上げるために、実施方法や時期について見直しを検討していきます。

■5年後の到達目標

- ①本会の活動が広く社会に認知され、信頼と共感を得ることで、社会的な存在価値が高まっている
- ②各部会や種別協議会、関係団体との連携・協働により、国や県に対するソーシャル

アクション(政策提言・要望活動)を行い、新たな制度の創設や既存の仕組みの改善、必要な財源確保等に寄与している

■本会の広報媒体一覧

No.	媒体名	閲覧数等
1	ホームページ	年間閲覧数:145,462件(R7.3末時点)
2	機関誌「福祉ぐんま」	年4回発行(各回10,000部発行)
3	Facebook	フォロワー数:138名(R8.2末時点)
4	Instagram	フォロワー数:589名(R8.2末時点)
5	YouTube	チャンネル登録者数:366名(R8.2末時点)

ホームページ



FACEBOOK



Instagram



YouTube



■数値目標

内容	現状	目標
広報媒体(各 SNS)の総フォロワー数	1,093(R8.2末)	3,500(R12年度)



■5か年のスケジュール

到達目標① 本会の活動が広く社会に認知され、信頼と共感を得ることで、社会的な存在価値が高まっている

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	<ul style="list-style-type: none"> ●ホームページ・機関紙のリニューアル及び広報戦略(指針)の策定 ●SNSを活用した情報発信(年間投稿300件) 	<ul style="list-style-type: none"> ●広報戦略に基づく広報媒体の運用、職員向け研修の開催 ●SNSを活用した情報発信(年間投稿300件) 	<ul style="list-style-type: none"> ●運用ルールの見直しや新たな広報媒体の導入を検討、広報戦略のブラッシュアップ ●SNSを活用した情報発信(年間投稿300件) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ブラッシュアップされた広報戦略に基づく広報媒体の運用、職員向け研修の開催 ●SNSを活用した情報発信(年間投稿300件) 	<ul style="list-style-type: none"> ●ブラッシュアップされた広報戦略に基づく広報媒体の運用、職員向け研修の開催 ●SNSを活用した情報発信(年間投稿300件)
成果目標 (ゴール)	●県社協の活動が広く認知されている(SNSの総フォロワー数:1,500)	●県社協の活動が広く認知されている(SNSの総フォロワー数:2,000)	●県社協の活動が広く認知されている(SNSの総フォロワー数:2,500)	●県社協の活動が広く認知されている(SNSの総フォロワー数:3,000)	●県社協の活動が広く認知されている(SNSの総フォロワー数:3,500)

到達目標② 各部会や種別協議会、関係団体との連携・協働により、国や県に対するソーシャルアクション(政策提言・要望活動)を行い、新たな制度の創設や既存の仕組みの改善、必要な財源確保等に寄与している

	R8	R9	R10	R11	R12
活動目標 (取組)	●予算・施策要望会議の実施(各団体への個別ヒアリング及び県への要望の実施)	●予算・施策要望会議の実施(各団体への個別ヒアリング及び県への要望の実施)	●予算・施策要望会議の実施(各団体への個別ヒアリング及び県への要望の実施)	●予算・施策要望会議の実施(各団体への個別ヒアリング及び県への要望の実施)	●予算・施策要望会議の実施(各団体への個別ヒアリング及び県への要望の実施)
成果目標 (ゴール)	●要望内容について、県の予算・施策に反映されている	●要望内容について、県の予算・施策に反映されている	●要望内容について、県の予算・施策に反映されている	●要望内容について、県の予算・施策に反映されている	●要望内容について、県の予算・施策に反映されている

コラム

変化に対応する組織づくりと協働・共創

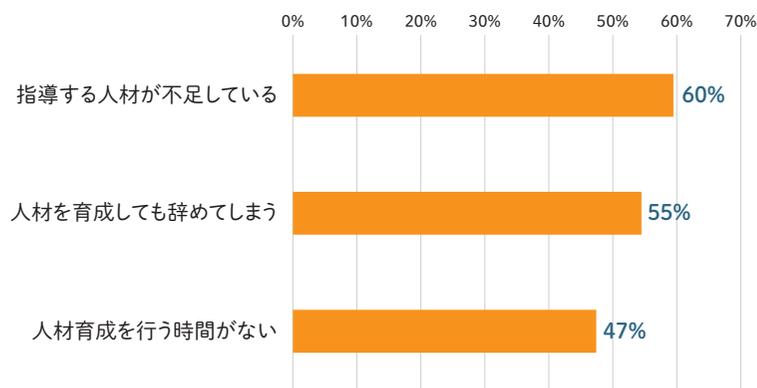
■変化の中で求められる組織と人材の力

少子高齢化や複雑化する支援ニーズ、そして地域を支える人の変化など、社会福祉の現場を取り巻く環境は急速に変化しています。こうした状況で求められるのは、組織としての力。そしてそのための人材育成です。

厚生労働省が実施した令和6年度「能力開発基本調査」によると、約8割の事業所が人材育成に課題を抱えています。特に、指導者不足や育成時間の不足、育てても辞めてしまうという回答が目立ちます。

NPO法人ETICが令和6年度に実施した、非営利団体のマネジメント人材の育成に関する実態調査によると、小規模団体の約8割が「年間一人あたりの育成予算が5万円未満」と回答し、約7割が「育成に時間を割く余裕がない」と回答しています。

■人材育成に関する問題点(厚労省調査より上位3つを抜粋)



■限られた資源でも人を育てていくために

予算や人材の課題がある中でも、工夫は広がりつつあります。団体同士の連携による学び合いや、オンライン研修の導入など、各地で試行錯誤が進み始めています。

日本NPOセンターの調査では、約9割の団体がIT人材不足を実感していますが、デジタルを活かした支援やオンライン学習の仕組みづくりも少しずつ進んでおり、課題解決の手段として期待されています。

■協働と共創による地域共生社会の実現

支援を必要とする人の数は、今後さらに増える見込みです。厚生労働省の推計では、2040年には医療・福祉分野の就業者が約96万人不足すると見込まれています。人材の確保が難しくなる中で、支援のニーズは多様化し、より複雑な状況に対応する力が求められています。

こうした状況で大切なのは、人を生かす組織づくりです。限られた人員でも、職員一人ひとりの力を活かし合い、チームとして支援を進めていける体制を整えることが重要です。

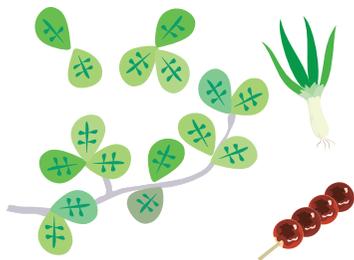
さらに、地域住民や関係機関、ボランティア、企業など、多様な主体と手を取り合って支援のネットワークを広げていくこと、そして互いの力を出し合いながら地域を共に創ることが、誰もが安心して暮らせる地域共生社会へとつながっていきます。



第 4 章



数值目標一覽 第 4 期活動推進計画作業部会構成員名簿



第4章

数値目標一覧



基本目標Ⅰ

No	推進項目	重点取組	到達目標	内容	現状	基準年度	目標	基準年度	目標設定の考え方
1	1	(1)	①	経営改善に向けた具体的な改善策を提示し、個別の伴走支援を実施した社協数	—	R6	5社協	R12	モデル実施1社協+2社協×2年
2		(4)	①	社会福祉法人等連絡会設置数	19箇所	R6	35箇所	R12	全市町村に設置 ※広域を含む
3		(6)	①	企業活動と地域福祉活動とのマッチング件数(単年度実績)	4件	R6	12件	R12	前年比120%
4	2	(1)	①	包括的支援体制が整備されている市町村数	9市町村	R6	35市町村	R12	全市町村
5		(2)	①	群馬県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの参画団体数	134団体	R6	300団体	R12	年25団体の増
6	3	(1)	①	生活困窮者自立相談支援事業支援における支援プラン策定件数	235件	R6	416件	R12	前年比110%
7		(2)	①	生活福祉資金特例貸付フォローアップ会議 開催市町村数	—	R6	35市町村	R12	全市町村で開催
8		(3)	②	法人後見実施社協数	14ヶ所	R6	25ヶ所	R12	全市町村の2/3

基本目標Ⅱ

No	推進項目	重点取組	到達目標	内容	現状	基準年度	目標	基準年度	目標設定の考え方
9	1	(1)	①	福祉人材無料職業紹介所による就職者数	392名	R6	400名	毎年度	年400人×5年間
10		(2)	①	福祉人材無料職業紹介所による求職相談件数	8,287件	R6	9,000件	毎年度	全市町村
11	2	(1)	①	第三者評価年間受審契約件数	4件	R6	12件	R12	過去(5年)平均値の3倍
12				第三者評価プレ評価年間実施件数	15件	R6	25件	R12	過去(3年)平均値の3倍

第4章

数値目標一覧



基本目標 III

No	推進項目	重点取組	到達目標	内容	現状	基準年度	目標	基準年度	目標設定の考え方
13	1	(1)	①	災害VC支援にかかる先遣隊の養成	—	R6	10名	R12	第1次先遣隊が5地区で計10名
14		(3)	①	個別避難計画に基づく避難訓練の実施	—	R6	5地域	R12	年1回実施×5地域
15		(4)	②	児童分野におけるBCPモデルを 県内4地域(中部・西部・東部・北部)に1つずつ策定	—	R6	4モデル策定	R12	5年後に県内4地域策定済
16	2	(1)	①	DWAT登録員の中から、リエゾンチームを5年間で60名養成	—	R6	60人	R12	5年後に4地域各15人
17			②	在宅福祉支援活動チームの組成と訓練への参画	—	R6	3回訓練参加	R12	チーム組成後、訓練3回

基本目標 IV

No	推進項目	重点取組	到達目標	内容	現状	基準年度	目標	基準年度	目標設定の考え方
18	1	(1)	①	専門資格取得者・自己啓発制度利用者数	2名	R6	延べ36名	毎年度	計画策定時点 正規職員数36名
19		(2)	②	ストレスチェックにおける職場環境指数総合評価	B評価	R6	A評価	R12	※(株)ドクター trustsの独自指標
20	2	(1)	①	特別賛助会員数	14件	R6	60件	R12	毎年度5件増
21		(4)	①	広報媒体(各SNS)のフォロワー数の増加	1,093	R7	3,500	R12	毎年度総フォロワー数500増

第4章

第4期活動推進計画作業部会 構成員名簿



■おわりに

第4期活動推進計画策定にあたり、国会課長級以上の職員を構成員とする作業部会を中心に検討を進めました。
また、職員一人ひとりにも、今後の5年間で取り組むべき事項や目指すべき姿について検討してもらい、その意見を踏まえて計画を取りまとめました。
最後に、アドバイザーとして多角的な視点からご助言をいただいた駒澤大学の川上先生に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

第4期活動推進計画作業部会 構成員名簿

(敬称略)

所 属	役 職	氏 名	備 考
駒澤大学文学部 社会学科 社会福祉学専攻	教 授	川上 富雄	アドバイザー
群馬県社会福祉協議会	常務理事兼事務局長兼地域福祉局長	高橋 知	
群馬県社会福祉協議会 総務企画課	課 長	高橋 宗一	
群馬県社会福祉協議会 福祉資金課	課 長	澁谷 泰弘	
群馬県社会福祉協議会 福祉人材センター	所 長	荒木 重利	
群馬県社会福祉協議会 福祉人材課	課 長	高岸 洋介	
群馬県社会福祉協議会 災害福祉支援センター	所 長	鈴木 伸明	
群馬県社会福祉協議会 地域福祉局	次 長	山田 真喜子	
群馬県社会福祉協議会 地域福祉課	課 長	大野 優一	
群馬県社会福祉協議会 施設福祉課	課 長	橋本 巧	

